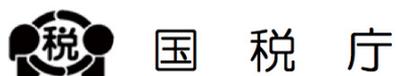


# 消費税 軽減税率制度の手引き



平成 30 年 8 月版



この社会あなたの税がいきている

# 消費税軽減税率制度の手引き

## 目次

<b>I 消費税の軽減税率制度</b>	<b>VI 適格請求書等保存方式（平成 35 年 10 月 1 日～）</b>
1 消費税の軽減税率制度の概要 . . . . . 1	1 適格請求書等保存方式の概要 . . . . . 51
2 軽減税率制度・適格請求書等 保存方式の施行スケジュール . . . . . 6	2 適格請求書発行事業者登録制度 . . . . . 51
<b>II 軽減税率の対象品目</b>	3 適格請求書発行事業者の義務等 (売手側の留意点) . . . . . 53
1 飲食料品の範囲等 . . . . . 8	4 仕入税額控除の要件 (買手側の留意点) . . . . . 58
2 一体資産 . . . . . 13	5 平成 35 年 10 月 1 日以降の 税額計算 . . . . . 60
3 外食等の範囲 . . . . . 16	<b>VII 免税事業者の方に留意していただき たい事項 . . . . . 63</b>
4 新聞の範囲 . . . . . 22	(参考 1) 帳簿及び請求書等の記載 事項の比較 . . . . . 65
<b>III 区分記載請求書等保存方式</b>	(参考 2) 軽減税率対策補助金 . . . . . 66
1 区分記載請求書等保存方式の 概要 . . . . . 23	(参考 3) 軽減税率制度実施後の価格 表示 . . . . . 68
2 帳簿及び区分記載請求書等の 記載に係る留意点 . . . . . 25	(参考 4) 軽減税率制度の相談窓口等 . . . . . 69
<b>IV 税額計算 . . . . . 32</b>	
<b>V 中小事業者の税額計算の特例</b>	
1 中小事業者の税額計算の特例 (経過措置)の概要 . . . . . 36	
2 売上税額の計算の特例 . . . . . 36	
3 仕入税額の計算の特例 . . . . . 45	
4 売上げ及び仕入れの両方を区 分経理することが困難な場合 . . . . . 50	

和 暦 ・ 西 暦 対 照 表
平成 31 年 . . . . . 2019 年
平成 32 年 . . . . . 2020 年
平成 33 年 . . . . . 2021 年
平成 34 年 . . . . . 2022 年
平成 35 年 . . . . . 2023 年
平成 36 年 . . . . . 2024 年
平成 37 年 . . . . . 2025 年
平成 38 年 . . . . . 2026 年
平成 41 年 . . . . . 2029 年

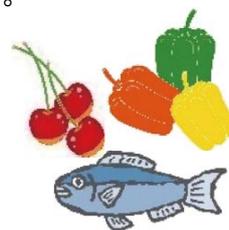
■ この「消費税軽減税率制度の手引き」は、事業者の方に対し、消費税の軽減税率制度が、取引や日々の業務にどのような関係があるかについて、理解を深めていただくために作成したものです（平成 30 年 4 月 1 日現在成立している法律に基づいて作成しています。）。

■ この手引きは、消費税の軽減税率制度について記載していますので、消費税及び地方消費税の一般的な事柄及び手続きについては、「**消費税のあらまし**」をご参照ください（国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）からダウンロードできます。）。

# I 消費税の軽減税率制度

この章では、消費税率の引上げに合わせて平成31年10月1日から実施される消費税の軽減税率制度について、その全体像を理解していただくために、制度の概要について説明します。

軽減税率制度の下では、売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要がありますがあるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存などが必要となります。このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者に関係します。



## 1 消費税の軽減税率制度の概要

### (1) 消費税の軽減税率制度の実施（平成31年10月1日～）

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率は、平成31年10月1日に、現行の8%（うち地方消費税率は1.7%）から10%（うち地方消費税率は2.2%）に引き上げられます。

また、これと同時に、10%への税率引上げに伴う低所得者への配慮の観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

（注）平成28年11月の税制改正により、消費税等の税率の引上げ時期及び軽減税率制度の実施時期は、平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されました（その他の改正内容については、「（参考）平成28年11月の税制改正による改正の概要（税率引上げ時期の変更等）」（P4）を参照）。

### (2) 平成31年10月1日からの消費税等の税率

軽減税率制度の実施に伴い、平成31年10月1日からの消費税等の税率は、以下のとおり、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。

区分	適用時期	現 行	平成31年10月1日（軽減税率制度実施）	
			軽減税率	標準税率
消費税率		6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率		1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計		8.0%	8.0%	10.0%

（注）消費税等の軽減税率は、現行と同じ8%ですが、消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なります。

### (3) 軽減税率の対象品目

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

#### ① 飲食料品

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産<sup>(注1)</sup>を含みます。  
なお、外食やケータリング等は対象に含まれません。



#### ② 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号<sup>(注2)</sup>を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

(注1)  
一体資産の詳細については、[Ⅱ 一体資産 \(P13\)](#)を参照してください。

(注2)  
一定の題号とは、例えば、「〇〇新聞」、「日刊△△」など、新聞の題号をいいます。

軽減税率の対象品目について、詳しくは、  
「Ⅱ 軽減税率の対象品目」(P8～)をご覧ください。

### (4) 区分記載請求書等保存方式（平成31年10月1日～平成35年9月30日）

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になりますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（以下「区分経理」といいます。）を行う必要があります。

また、これまでも消費税の仕入税額控除を適用するためには、帳簿及び請求書等の保存が要件とされてきましたが、平成31年10月1日以降は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。

区分記載請求書等保存方式について、詳しくは、  
「Ⅲ 区分記載請求書等保存方式」(P23～)をご覧ください。

### (5) 税額計算とその特例

軽減税率制度では、複数税率となりますので、区分経理に基づき、税率ごとに税額計算を行うこととなります。

なお、区分経理を行うことが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）には、経過措置として、売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられています。

軽減税率制度実施後の税額計算について、詳しくは、  
「Ⅳ 税額計算」(P32～)を、  
区分経理が困難な中小事業者を対象とした税額計算の特例について、詳しくは、  
「Ⅴ 中小事業者の税額計算の特例」(P36～)をご覧ください。

## (6) 適格請求書等保存方式（平成 35 年 10 月 1 日～）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、平成 35 年 10 月 1 日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。「適格請求書等保存方式」の下では、帳簿及び適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受けた課税事業者から交付を受けた適格請求書などの請求書等の保存が、仕入税額控除の適用を受けるための要件となります。

なお、適格請求書を交付しようとする課税事業者は、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があり、その登録申請は、平成 33 年 10 月 1 日からとなります。

適格請求書等保存方式について、詳しくは、

「Ⅵ 適格請求書等保存方式（平成 35 年 10 月 1 日～）」（P51～）をご覧ください。

## (7) 軽減税率制度の実施に伴い必要となる事業者の対応

事業者は、日々の業務において、税率の異なるごとに売上げや仕入れ（経費）を区分経理した上で、申告・納税を行うことが必要となります。

具体的には、軽減税率の対象となる商品を取り扱っている事業者（飲食料品の卸売・小売、食品製造、外食等の業種）はもとより、軽減税率の対象となる商品の売上げがない事業者や、課税事業者と取引を行う免税事業者も、次のような対応が必要となる場合があります。



### 課税事業者

- 軽減税率の対象となる商品の売上げ・仕入れ（経費）の両方がある課税事業者  
例） 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- 軽減税率の対象となる商品の仕入れ（経費）のみがある課税事業者  
例） 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

### 免税事業者

- 軽減税率の対象となる商品の売上げがある免税事業者

### 必要な対応

- ① 交付する請求書等は、区分記載請求書等へ（平成 35 年 10 月 1 日からは、適格請求書等へ）
  - ② 取引先から、区分記載請求書等（平成 35 年 10 月 1 日からは、適格請求書等）を受領し、日々の取引を税率の異なるごとに記帳（区分経理）
  - ③ 区分経理に基づき、申告時に税額計算
- ※ 仕入れ（経費）のみがある課税事業者の場合には②と③の対応が必要

• 課税事業者と取引を行う場合には、区分記載請求書等（免税事業者は、適格請求書の発行はできません。）の交付を求められる場合があります。

免税事業者は、

「Ⅶ 免税事業者の方に留意していただきたい事項」（P63～）をご覧ください。

(参考) 平成 28 年 11 月の税制改正による改正の概要 (税率引上げ時期の変更等)

	改正前	改正後
■ 税率引上げ時期	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 10 月 1 日
■ 軽減税率制度		
● 実施時期	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 10 月 1 日
● 仕入税額控除の方式		
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日	平成 31 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成 33 年 4 月 1 日	平成 35 年 10 月 1 日(※1)
適格請求書発行事業者の登録申請開始時期	平成 31 年 4 月 1 日	平成 33 年 10 月 1 日
● 税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみ対象(※2)

(※1) 免税事業者が平成 35 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています (詳しくは P64 参照)。

(※2) 適用期間については、次のとおりとされています。

- ① 売上税額の計算の特例  
平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの期間
- ② 仕入税額の計算の特例
  - ・ 小売等軽減売上割合の特例  
平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日を含む課税期間の末日までの期間
  - ・ 簡易課税制度の届出の特例  
平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間

## 日々の業務での対応が必要となることは…？



### 仕 入 れ（ 経 費 ）

- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、区分記載請求書等保存方式（P23～）の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。



軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

### 売 上 げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」を記載し、交付する（適格請求書等保存方式における記載事項は、P54 参照）。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。



免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

### 申 告

- ◎ 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

## ○ 飲食料品の小売業を営む事業者の例

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認



- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿等に記帳



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修

レジの導入・改修が必要な中小企業等の方には支援措置があります。(P66 参照)



- 必要事項を記載した請求書等を売上先に交付

スーパー〇〇 領収書	
11/2	
牛肉 8%	5,400 円
割り箸	2,200 円
合計	7,600 円
(8%対象)	5,400 円
(10%対象)	2,200 円
お預り	8,000 円
お釣	400 円

※ 区分記載請求書等と適格請求書等では記載事項が異なります。

## 2 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

	請求書等保存方式 (現行)	区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月～)	適格請求書等保存方式 (平成35年10月～)
税率	8.0% (消費税率6.3%、地方消費税率1.7%)	○ 軽減税率 8.0% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%) ○ 標準税率 10.0% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)	
請求書等	請求書の記載事項 ・ 発行者の氏名又は名称 ・ 取引年月日 ・ 取引の内容 ・ 対価の額(税込み) ・ 受領者の氏名又は名称	左記に加え ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※ 上記①②は交付を受けた事業者の追記可	左記に加え ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税込価額
	交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可		交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件	帳簿及び請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む。)の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可 ただし、以下の特例あり。 平成35年10月～平成38年9月 80%控除可 平成38年10月～平成41年9月 50%控除可
	せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可		一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可		請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可
	3万円未満の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可		原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
適格請求書発行事業者登録制度			平成33年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	・ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・ 適格請求書の税額の「積上げ計算」のいずれかの方法によることが可
売上税額の計算の特例(注)		軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の計算の特例(注)		軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間)	
		簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

(注) 税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。)のみに適用が認められます。

## 〈 用 語 の 説 明 〉

### 1 課税期間 とは

納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいいます。原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

### 2 基準期間 とは

ある「課税期間」において、消費税の納税義務が免除されるかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。

原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度<sup>(注3)</sup>をいいます。

例 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



課税売上高



平成 29 年の課税売上高が 1,000 万円超の場合には、平成 31 年は課税事業者となります。<sup>(注4)</sup>

### 3 課税事業者 とは

事業者のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者
- ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ③ その他の消費税法の規定により納税義務が免除されない事業者

### 4 免税事業者 とは

基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除きます。）をいいます。

### 5 課税売上高 とは

消費税が課税される取引の売上金額<sup>(注5)</sup>と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます。<sup>(注6)</sup>

なお、売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額を控除します。

### 6 課税仕入れ とは

事業者が、事業として他の者<sup>(注7)</sup>から資産を譲り受け、若しくは借り受け又は役務の提供を受けることをいいます。

課税仕入れに該当するもの	課税仕入れに該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 商品の仕入れや、機械等の事業用資産の購入・賃借、事務用品の購入、賃加工や運送等のサービス提供を受けること</li><li>○ 免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 土地の購入や賃借、株式や債権の購入、利子や保険料の支払などの非課税取引</li><li>○ 給与、税金の支払など</li></ul>

(注3)

前々事業年度が 1 年未満である法人については、その事業年度開始の日の 2 年前の日の前日から同日以後 1 年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間をいいます。

(注4)

基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、消費税の課税事業者となります。

特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、法人の場合は前事業年度開始の日以後 6 か月間をいいます。

(注5)

消費税額及び地方消費税額を除きます。

(注6)

棚卸資産の販売代金や請負工事代金、サービス料のほか、機械の賃貸収入、棚卸資産以外の資産の譲渡代金（機械、建物等の事業用資産の売却代金）等も含まれます。

(注7)

取引の相手方が課税事業者であるか否かを問いません（免税事業者及び消費者も含まれます。）。)

## Ⅱ 軽減税率の対象品目

消費税の軽減税率の対象品目は、「飲食料品」、「新聞」です。この章では、これらの範囲について説明します。

### 1 飲食料品の範囲等



#### (1) 飲食料品とは

軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類<sup>(注1)</sup>を除きます。以下「食品」といいます。）をいい、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、以下「一体資産」<sup>(注2)</sup>）のうち、一定の要件を満たすものも含まれます。

この「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

したがって、「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される、

- ① 米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
- ② めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③ 添加物（食品衛生法に規定するもの）
- ④ 一体資産のうち、一定の要件を満たすもの

をいい、

- ・ 酒税法に規定する酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品を除きます。

ただし、次の課税資産の譲渡等は飲食料品の譲渡に含まれません<sup>(注3)</sup>。

#### 外食

飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

#### ケータリング、出張料理等

相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供

(注1)  
酒税法において酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（飲用に供し得る程度まで水等を混和してそのアルコール分を薄めて1度以上の飲料とすることができるものや水等で溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含みます。）をいいます。

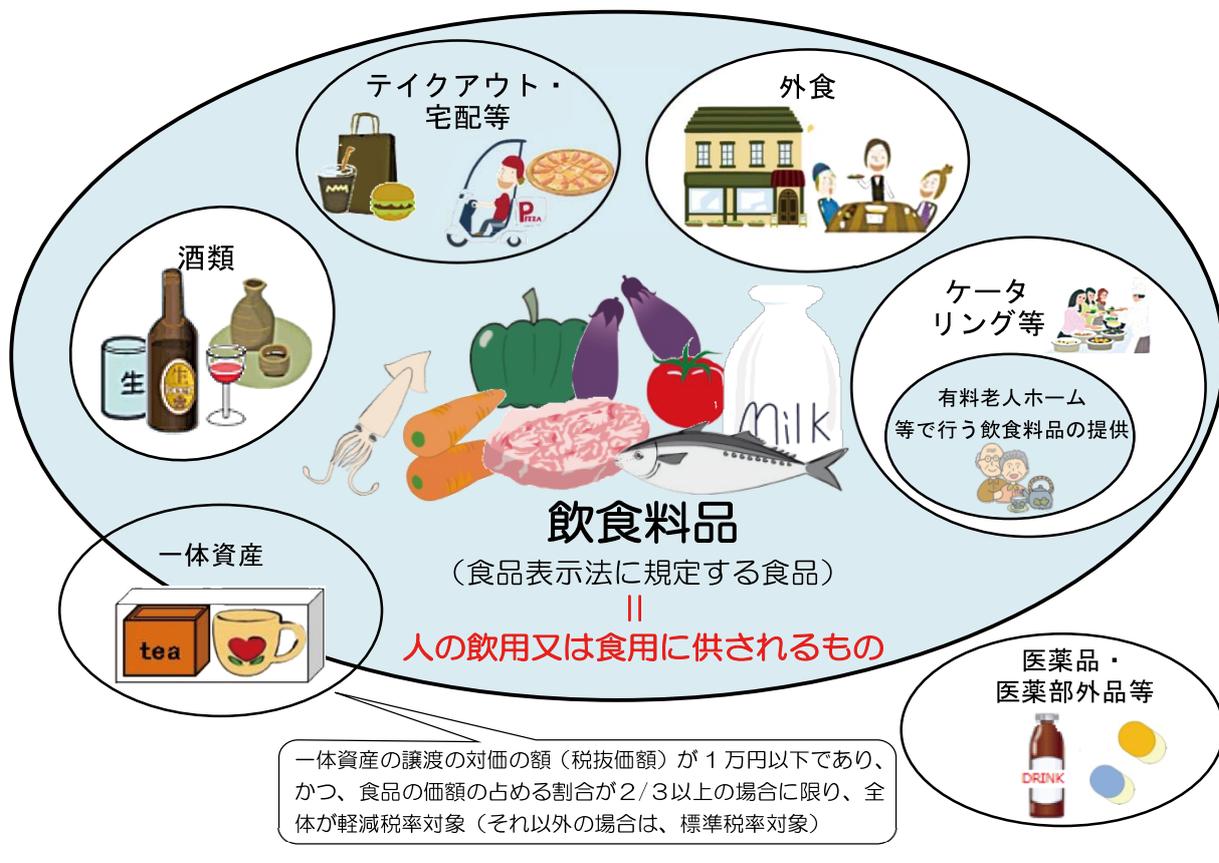
(注2)  
一体資産の詳細については、[Ⅱ 一体資産 \(P13\)](#)を参照してください。

(注3)  
外食、ケータリング・出張料理の詳細については、[Ⅱ 3 外食等の範囲 \(P16\)](#)を参照してください。

## 《 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲 》

軽減税率対象

標準税率対象



### 適用税率の判定時期

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品を販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

- 例) ・ 食用として販売した重曹を購入者が清掃用に用いたとしても、販売時の税率は軽減税率  
 ・ 清掃用として販売した重曹を購入者が食用に用いたとしても、販売時の税率は標準税率

### 参 考

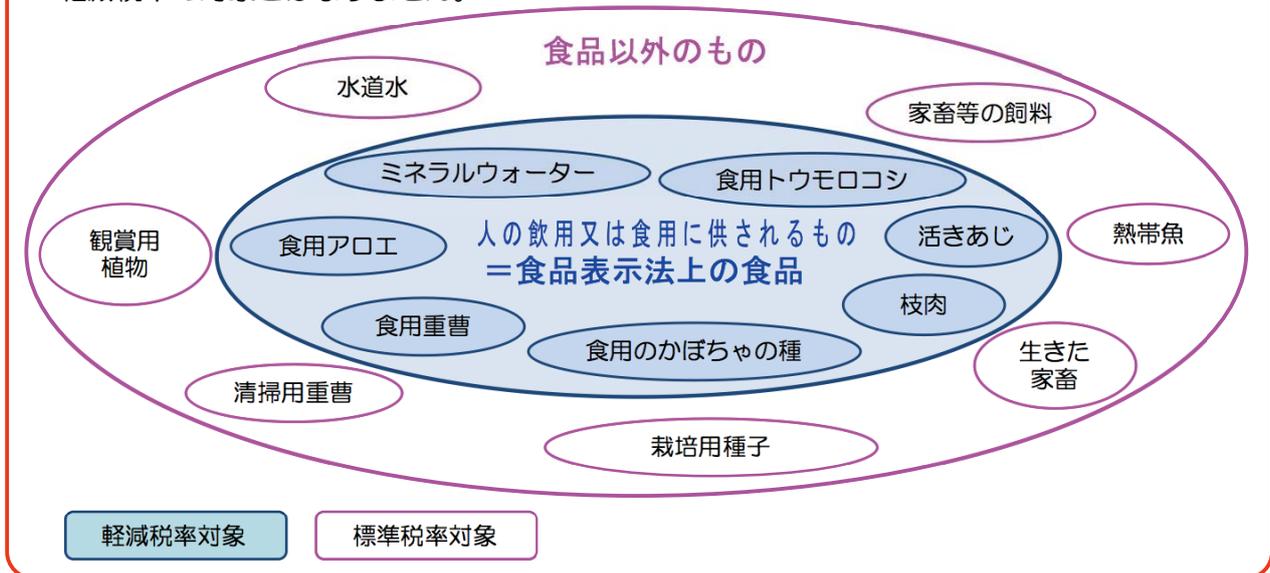
#### 食品表示法（平成25年法律第70号）

##### 第2条第1項

この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第4条第2項に規定する添加物（第4条第1項第1号及び第11条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

## 《取引時の用途による適用税率の判定イメージ》

人の飲用又は食用以外の用途に供するもの（食品表示法上の「食品」以外のもの）として取引される場合には、たとえ飲食が可能なものであっても、「飲食料品の譲渡」には該当せず、軽減税率の対象とはなりません。



## (2) 「酒類」、「医薬品・医薬部外品等」

酒税法に規定する「酒類」は、軽減税率の対象となる「食品」から除かれています。このため、食品の製造原料として「酒類」を販売する場合であっても軽減税率の対象となりません。

なお、日本酒を製造するための原材料の米は、「酒類」ではありませんので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供されるものであることから、その販売は軽減税率の対象となります。



また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」は、食品表示法上の「食品」から除かれていますので、これらの販売は、軽減税率の対象となりません。

### もっと詳しく

#### ■ 栄養ドリンクの適用税率は…？

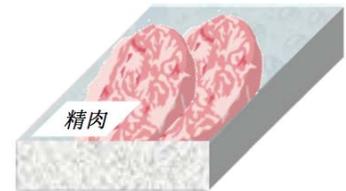
いわゆる栄養ドリンクのうち、「医薬品」や「医薬部外品」に該当するものの販売は、軽減税率の対象となりませんが、「医薬品」や「医薬部外品」に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の対象となります。



- 「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供されるものである。
- 軽減税率が適用される取引か否かは、その取引時点において、「食品」として（人の飲用又は食用に供されるものとして）取引されたか否かにより判定する。
- 酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品は、「飲食料品」から、除かれる。

### (3) 飲食料品を販売する際に使用される包装材料等

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。



ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。例えば、ジュースなどの飲料を販売するときの容器である缶やペットボトル、精肉や魚などを販売するときのトレイなどは、包装材料等に該当します。

#### 注 意

包装材料等の販売者が行う、飲料メーカーに対する缶・ペットボトルの販売やスーパー等の小売店に対するトレイの販売は、容器そのものの販売ですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の対象となりません。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものについては、その商品は「一体資産」<sup>(注4)</sup>に該当し、一定の要件を満たすものに限り軽減税率が適用されます。

(注4)  
一体資産の詳細については、  
II 2 一体資産 (P13)  
を参照してください。



- 「飲食料品」の販売に付帯して通常必要なものとして使用される包装材料等は、その包装材料等も含めて「飲食料品の譲渡」に該当する。
- 別途対価を定めている場合の包装材料等の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当しない。



&



ケーキの販売に必要な包装材料の仕入れは、軽減税率の対象となりますか。



ケーキを包装するための包装材料は「飲食料品」に該当しません。  
したがって、包装材料の仕入れは、軽減税率の適用対象とはなりません。

## もっと詳しく

### ■ 様々な販売方法に関する取扱いは…？

通信販売や自動販売機での販売など、様々な販売方法における軽減税率の適用関係や、送料込みの商品や品質保持のために必要な保冷剤等を付けた商品の販売に関する軽減税率の適用関係は、下表のとおりです。

販売方法等	内容等
通信販売	インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食料品」に該当する場合には、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。
送料込み商品	飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の対象となりません。 なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の対象となります。
保冷剤等を付けた商品の販売	別途料金を受領する場合の保冷剤等は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の対象となりません。 なお、サービスで保冷剤等を付けた商品は、その保冷剤等も含めて、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の対象となります。
自動販売機	自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の食品の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供（外食）を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。
果樹園の入園料	果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の対象となりません。

### (4) 飲食料品の輸入取引

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するか否か（軽減税率の対象となるか否か）は、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるか否かにより判定します。

税関



## 2 一体資産

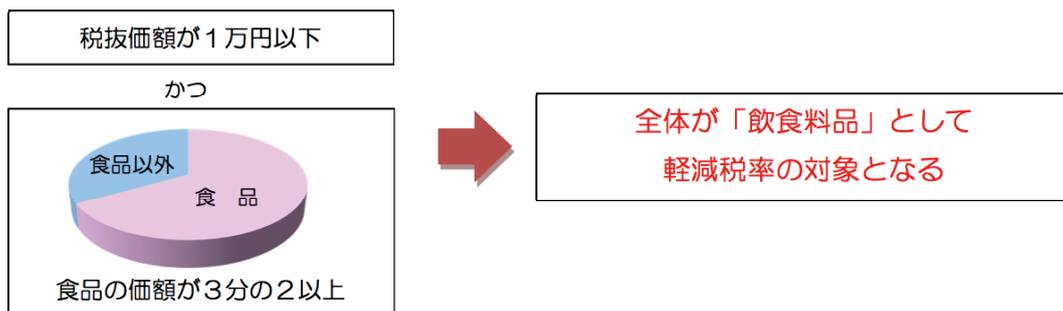
### (1) 一体資産とは

「一体資産」とは、例えば、おもちゃ付きのお菓子のよ  
うに、次のイ及びロのいずれにも該当するものをいいます。  
イ 食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、  
又は構成しているもの  
ロ 一の資産の価格のみが提示されているもの



「一体資産」の譲渡は、原則として軽減税率の対象ではありませんが、次のいずれの要件も満たす場合は、飲食料品の譲渡として、その全体が軽減税率の対象となります。

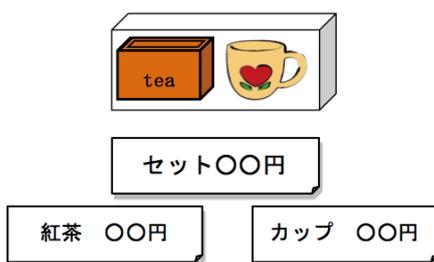
- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が**1万円以下**であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が**3分の2以上**であること



### (2) 一の資産の価格のみが提示されているもの

一体資産は、「一の資産の価格のみが提示されているもの」に限られますので、例えば、次のような場合は、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものであっても、「一体資産」に該当しません。

- ① 食品と食品以外の資産を組み合わせた一の詰め合わせ商品について、当該詰め合わせ商品の価格とともに、これを構成する個々の商品の価格を内訳として提示している場合 (注5)



- ② それぞれの商品の価格を提示して販売しているか否かにかかわらず、食品と食品以外の資産を、例えば「よりどり3品△△円」との価格を提示し、顧客が自由に組み合わせることができるようにして販売している場合 (注5、6)



(注5)  
①、②で個々の商品の価格が明らかな場合、個々の商品ごとに適用税率を判定することとなります。

(注6)  
②の場合に個々の商品に係る対価の額が明らかでないときは、対価の額を合理的に区分することとなります。

なお、(注5)、(注6)の場合とともに、「一括譲渡」に該当します。一括譲渡については、[Ⅱ2\(5\)一括譲渡\(P15\)](#)を参照してください。

### (3) 食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合

「一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合」とは、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であれば、これによって差し支えありません。

- ① 一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
- ② 一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

#### 原価に占める割合による場合の計算例

紅茶とティーカップの一体資産<sup>(注7)</sup>

販売価格（税抜き）：1,000円

仕入価格（税込み）：紅茶 450円、ティーカップ 200円



この場合は、上記②に示した計算方法によって計算し、その結果、食品に係る部分の割合が3分の2以上であるものに該当します。

紅茶（食品）の原価 / 一体資産の譲渡の原価 = 一体資産の譲渡の原価のうち、食品の占める割合  
450円 / 650円 ≒ 69.2% ≧ 3分の2 (66.666...%)

したがって、この商品の販売は、

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下（1,000円）
  - ② 食品に係る部分の割合が3分の2以上（69.2%）
- であることから、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

(注7)  
一体資産を包装する容器は、販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであることを前提としています。

こんな方法は認められる…？

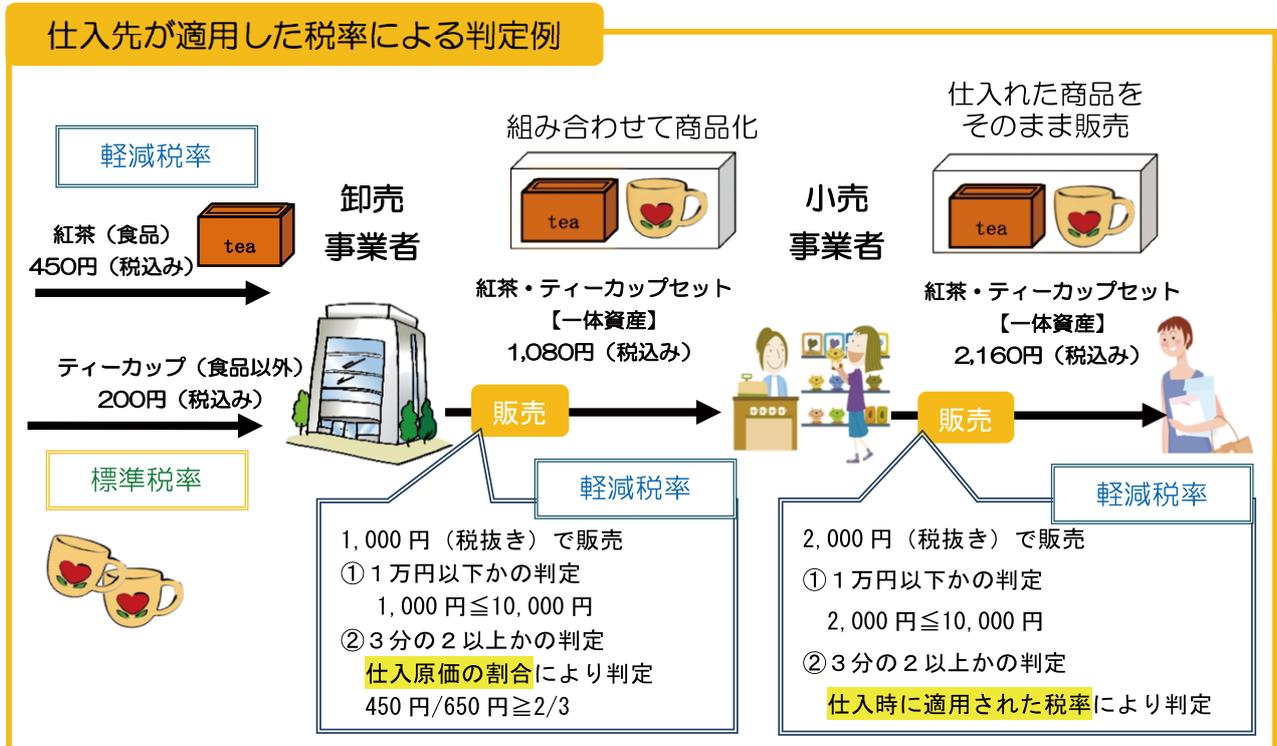


○ 原価に占める割合により計算を行う場合において、その原価が日々変動するなど、その割合の計算が困難なときは、前課税期間における原価の実績等により合理的に計算することが認められます。

✗ 売価又は原価と何ら関係のない、例えば、重量・表面積・容積等といった基準のみにより計算した割合は、その一体資産に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合として合理的な方法により計算した割合とは認められません。

#### (4) 合理的な割合が不明な場合（小売事業者等）

小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜価額）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。



#### (5) 一括譲渡

例えば、スーパーで肉・野菜などの食品と日用品を販売する場合など、食品と食品以外の商品を一括して販売（以下「一括譲渡」といいます。）した場合には、その商品が食品であれば軽減税率が、食品以外のものであれば標準税率が適用されることとなります。

このような取引につき、対価の合計額から一括して値引きを行う場合（例えば、レジで500円の割引券の提示を受けて、値引きする場合など）には、合理的に区分して、適用税率ごとの値引後の対価の額を算出する必要があります。

なお、一括譲渡の際に顧客へ交付する領収書等において、いずれの商品から値引きされているかを問わず、適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が表示されている場合には、合理的に区分されていることとなります。

#### もっと詳しく

##### ■ 適用税率ごとの値引後の対価の額の合理的な区分方法は…？

例えば、顧客が割引券等を利用したことにより、これら同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引額控除後の対価の額を区分します。

### 3 外食等の範囲

#### (1) 外食とは

「外食」は、軽減税率の対象となりません。ここでいう「外食」とは、飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供をいい、次の①、②の要件をいずれも満たすものをいいます。

- ① テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備（以下「飲食設備」といいます。）のある場所において（場所要件）
- ② 飲食料品を飲食させる役務の提供（サービス要件）

具体例としては、レストランやフードコートでの食事の提供が「外食」に該当します。

飲食店業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆる「テイクアウト（持ち帰り販売）」など、飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食料品を飲食させる役務の提供には当たらない単なる飲食料品の販売であることから、軽減税率の対象となります。



#### ■ 「飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供」の範囲は…？

飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供には、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う全ての食事の提供が該当します。

したがって、食品衛生法上の飲食店営業や喫茶店営業を営む者が行うものでなくても、①の場所要件、②のサービス要件を満たす場合には、「外食」に該当します。



- 「外食」に該当するかどうかは、①場所要件、②サービス要件を満たすか否かにより判定する。
- 「外食」は、飲食店営業や喫茶店営業を行う者でなくても、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う全ての食事の提供が該当する。

## ■ 「飲食設備」の範囲は…？

飲食設備とは、飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問いませんので、例えば、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ若しくはこれら以外の設備又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であっても、これらの設備が飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当します。

また、飲食料品を提供する事業者と飲食設備を設置・管理する者が異なっても、飲食設備を設置・管理する者と飲食料品の提供を行う事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合、その設備はその飲食料品を提供する事業者にとっての飲食設備に該当します。しかし、こうした合意等に基づいて利用させることとしているものではなく、誰でも利用できる公園のベンチなどは、原則、飲食設備に該当しません。

### 飲食設備に該当する



### 飲食設備に該当しない



## (2) 「テイクアウト（持ち帰り販売）」

「テイクアウト（持ち帰り販売）」など、飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供に当たらない単なる飲食料品の譲渡に該当し、軽減税率の対象となります。

「外食」に該当するか、「テイクアウト（持ち帰り販売）」に該当するかどうかは、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で、顧客に意思確認を行うなどの方法によって判定します。

なお、顧客への意思確認は、各事業者が販売している商品や事業形態に応じた、適宜の方法で行っていただくこととなります。

### ○ ファストフード店



### ○ イートインスペースのあるコンビニエンスストア



- 飲食に用いられる設備であれば、「飲食設備」に該当する。
- 「テイクアウト（持ち帰り販売）」は軽減税率の対象である。
- 「テイクアウト（持ち帰り販売）」か否かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法により判定する。

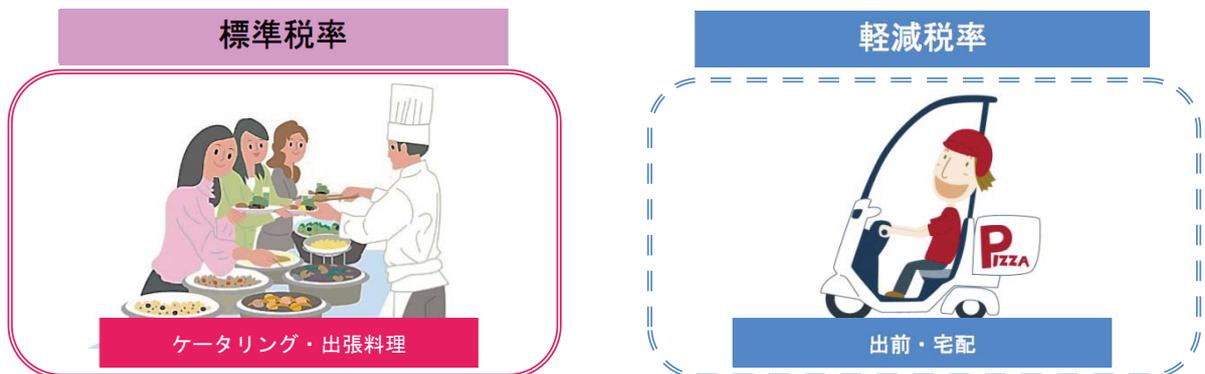
### (3) ケータリング、出張料理

顧客が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供である、いわゆる「ケータリング」、「出張料理」等は、軽減税率の対象となりません。

ここでいう、「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う」とは、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参し、調理して提供するものや、調理済みの食材をその指定された場所で加熱して温かい状態で提供する場合のほか、例えば、以下のような場合も該当します。

- ① 相手方が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置する場合

なお、指定された場所での加熱、調理又は給仕等が伴わない、いわゆる「出前」、「宅配」は、単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となりません。



### (4) 有料老人ホームでの飲食料品の提供、学校給食

有料老人ホームや小中学校などで提供される食事（以下「給食等」といいます。）で、これらの施設で日常生活や学校生活を営む者（以下「入居者等」といいます。）の求めに応じて、その施設の設置者等が調理等をして提供するもののうち、一定の基準を満たすのものについては、軽減税率の対象となります（具体的な対象範囲は次ページ参照）。

#### ■ 軽減税率の対象となる給食等の限度額は…？

次ページに掲げる施設の設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が1食につき640円以下であるもののうち、その日の最初に提供された飲食料品の提供の対価の額から累計した金額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供が軽減税率の対象となります。

また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を定めている場合にはその方法によることとされています。



## 軽減税率の対象となる給食等（飲食料品の提供）の範囲

施設	飲食料品の提供の範囲
有料老人ホーム	有料老人ホームの設置者又は運営者が、入居者 <sup>(※1)</sup> に対して行う飲食料品の提供
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が入居者に対して行う飲食料品の提供
義務教育諸学校 <sup>(※2)</sup>	義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て <sup>(※3)</sup> に対して学校給食として行う飲食料品の提供
夜間課程を置く高等学校	高等学校の設置者が、夜間課程で教育を受ける生徒の全て <sup>(※3)</sup> に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
特別支援学校の幼稚部又は高等部	特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全て <sup>(※3)</sup> に対して学校給食として行う飲食料品の提供
幼稚園	幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全て <sup>(※3)</sup> に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
特別支援学校の寄宿舎	寄宿舎の設置者が、寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

(※1) 軽減税率の対象となる有料老人ホームの飲食料品の提供は、サービス付き高齢者向け住宅の入居者と同様、以下の入居者に対するものに限られます。

- ① 60歳以上の者
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の者
- ③ ①又は②に該当する者と同居している配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)

(※2) 義務教育諸学校とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいいます。

(※3) アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の対象となります。

## 軽減税率の対象となる給食等の限度額の計算例

例えば、朝食 500 円、昼食 550 円、間食 500 円、夕食 640 円である場合（税抜金額）

1	あらかじめ書面により、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合					
	朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（軽減）	夕食（標準）	合計（うち軽減税率対象）	
	500円≤640円	550円≤640円	500円≤640円	640円≤640円	=	2,190円（1,550円）
	（累計 500 円）	（累計 1,050 円）	（累計 1,550 円）	（累計 2,190 円）		

夕食は、1食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、軽減税率の対象となりません。

2 あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合

	朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（標準）	夕食（軽減）	合計（うち軽減税率対象）	
	500円≤640円	550円≤640円	500円≤640円	640円≤640円	=	2,190円（1,690円）
	（累計 500 円）	（累計 1,050 円）	累計対象外	（累計 1,690 円）		

間食は、1食につき640円以下ですが、あらかじめ書面において、累計額の対象としていないので軽減税率の対象となりません。



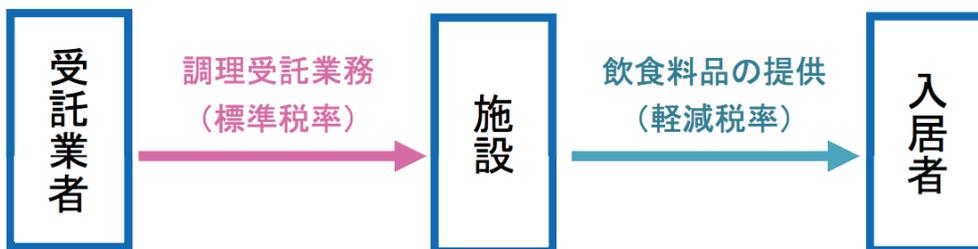
&



有料老人ホームの設置者から、入居者へ提供する給食の調理業務を受託していますが、この調理受託業務は、軽減税率の対象となりますか。



軽減税率が適用されるのは、有料老人ホームの設置者が一定の入居者に対して行う一定の飲食料品の提供です。したがって、有料老人ホームの入居者への飲食料品の提供を他の事業者へ委託している場合における、その有料老人ホームの設置者と調理受託業者との間の調理受託業務取引については、軽減税率の対象となりません。



- 「ケータリング」、「出張料理」は、軽減税率の対象とならない。
- 「出前」、「宅配」は、軽減税率の対象となる。
- 有料老人ホーム等の飲食料品の提供、義務教育諸学校の学校給食等は、軽減税率の対象となる。
- 外部業者と施設設置者等との間の調理受託業務等は、軽減税率の対象とならない。

### 軽減税率 (外食等に当たらない)



- 屋台での飲食料品の販売  
※ その屋台に飲食設備がない場合又は持ち帰りの場合
- イートインスペース付のコンビニエンスストアでの持ち帰り販売(持ち帰りとして販売される飲食料品の譲渡)  
※ 顧客に対して店内飲食か持ち帰りか  
の意思確認等を行うことで判定
- ファストフード店でのテイクアウト
- 公園のベンチでの飲食  
※ 飲食料品を提供する者と公園の設置者等  
の間でベンチの利用について合意等なく、誰でもベンチを利用できる場合
- 列車内の移動ワゴン販売
- 映画館の売店での飲食料品の販売  
※ その売店に飲食設備がない場合又は持ち帰りの場合
- そばの出前、ピザの宅配
- 学校給食
- 有料老人ホーム等での一定の飲食料品の提供



### 標準税率 (外食等に当たる)

- セルフサービスの飲食店
- 屋台での飲食料品の販売  
※ その屋台に飲食設備を設置し、その飲食設備で飲食させる場合
- イートインスペース付のコンビニエンスストアでの食事の提供(トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合、顧客が店内飲食の意思表示をした場合)
- ファストフード店での店内飲食
- 飲食店で注文した食事の残りを持ち帰る場合
- 公園のベンチでの飲食  
※ 飲食料品を提供する者と公園の設置者等の合意等により、顧客にベンチを利用させている場合
- 列車内の食堂施設での飲食
- カラオケボックスの客室での飲食
- 映画館の売店での飲食料品の販売  
※ その売店が飲食設備を設置し、その飲食設備で飲食させる場合
- 料理代行サービス
- 学生食堂



## 4 新聞の範囲

### (1) 軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」

軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。

### (2) 週2回以上の発行

軽減税率の対象となる「週2回以上発行される新聞」とは、通常の発行予定日が週2回以上とされている新聞をいいますので、国民の祝日等、休刊日により週1回の発行となる週があったとしても、通常の週において2回以上発行されていれば、週2回以上発行される新聞に該当します。

### (3) 定期購読契約

定期購読契約とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます。

したがって、コンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため、軽減税率の対象となりません。



スポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の対象となりますか。



スポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞等についても、週2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の対象となります。



インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の対象となりますか。



インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しませんので、軽減税率の対象となりません。



新聞の販売店である当社が、企業等に対して決まった部数を販売している場合は、軽減税率の対象となりますか。



企業等への新聞の販売であっても、週2回以上発行される新聞で定期購読契約に基づく譲渡は、軽減税率の適用対象となります。

# Ⅲ 区分記載請求書等保存方式

仕入税額控除制度については、現行、請求書等保存方式となっておりますが、軽減税率制度の実施に伴い、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、区分記載請求書等保存方式となり、平成35年10月1日からは、適格請求書等保存方式となります。

この章では、区分記載請求書等保存方式の下で、仕入税額控除の要件とされている、保存すべき帳簿や区分記載請求書等の記載等について説明します。

## 1 区分記載請求書等保存方式の概要

### (1) 区分経理

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になりますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、税率ごとに区分経理を行う必要があります。



### (2) 区分記載請求書等保存方式

現行、仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされています（請求書等保存方式）。

平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、その仕入れが軽減税率の対象となる資産の譲渡等（以下「軽減対象資産の譲渡等」といいます。）に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿及び請求書等の保存が要件とされます（区分記載請求書等保存方式）。

#### ① 帳簿の記載事項

現行の記載事項に加え、課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、その旨（以下「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」といいます。）の記載が必要となります。

#### 帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

【帳簿の記載例】

XX年		総勘定元帳（仕入）		（税込経理）	
月	日	摘要	税区分	借方 (円)	
11	30	△△商事(株)	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事(株)	11月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

② 区分記載請求書等の記載事項

現行の記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

- ・ 課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨（以下「軽減対象資産の譲渡等である旨」といいます。）
- ・ 軽減税率と標準税率との税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）（以下「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」といいます。）

なお、この2つの記載事項については、請求書等の交付を受けた事業者による、取引事実に基づく追記が認められています。

区分記載請求書等の記載事項

【区分記載請求書等に記載すべき事項】

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事㈱

XX年11月30日

11月分 131,200円（税込）

日付	品名	金額
11/1	魚(8%)	5,400円
11/1	牛肉(8%)	10,800円
11/2	キャパ-バー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

株式会社〇〇御中

また、課税貨物の引取りに係る仕入税額控除の適用を受けるためには、これまで同様、課税貨物に係る課税標準である金額や引取りに係る消費税等の額が記載された輸入許可通知書等を保存するとともに、課税貨物に係る消費税等の額を帳簿に記載し保存することが要件とされています。

参 考

■ 適格請求書等保存方式（平成 35 年 10 月～）を見据えたシステム改修

適格請求書等として必要な記載事項（P54 参照）が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなります。したがって、適格請求書等の発行に対応したシステムへの改修を行えば、区分記載請求書等としての発行も可能となります。

ただし、適格請求書等には、登録番号の記載が必要となりますが、登録番号の発行の申請については、平成 33 年 10 月 1 日から受付が開始されます。

※ 区分記載請求書等の記載事項のうち、「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」については、適格請求書等の記載事項である「税率ごとに区分した税抜価額の合計額及び消費税額等」を記載することとして差し支えありません。

## 2 帳簿及び区分記載請求書等の記載に係る留意点

### (1) 帳簿の記載に関する留意点

#### イ 「課税仕入れに係る資産の内容」の記載

帳簿への「課税仕入れに係る資産の内容」の記載は、請求書等に記載されている取引内容をそのまま記載することまで求めているものではありません。商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく、軽減税率の対象となるものか、それ以外のものであるかを明確にし、帳簿に基づいて、税率ごとに仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

#### ロ 「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載は、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度のものである必要があります（具体的には、以下の記載例を参照）。

#### ハ 一定期間のまとめ記載

一定期間まとめて請求書等が交付される場合は、その期間分をまとめて帳簿に記載することとして差し支えありません。

〔参考〕一定期間まとめて交付される請求書に基づく帳簿の記載例

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目 (株)〇〇物産

① 軽減税率の対象には「※」等を記載します。  
② 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。  
「※」等の記号を用いる方法のほか、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	(株)〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	(株)〇〇物産	※食料品(11月分) ①	43,200
⋮	⋮	⋮		⋮

(※:軽減税率対象品目) ②

## (2) 区分記載請求書等の記載に関する留意点

### イ 「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」の記載

「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」の記載は、その内容が軽減税率の対象となるものであるか、それ以外のものであるかが明確になるよう、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

### ロ 「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに8%や10%の税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められます。

- ① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、「※(☆)は軽減対象」などと表示し、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途、明らかにしている場合【記載例1参照】
- ② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合【記載例2参照】
- ③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、当該請求書に記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合【記載例3参照】

## ◀ 区分記載請求書等の範囲等 ▶

- 区分記載請求書等には、法定の記載事項が記載された次の書類も含まれます。
  - 領収書や納品書、小売業者が発行するレシートなど、取引の事実を証する書類
  - 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、区分記載請求書等の記載事項が記載されているもの（相手方の確認を受けたものに限りです。）
  - せり売り等の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類
- なお、取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど、請求書等の交付を受けることが困難な場合、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たします。ただし、この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載する必要があります。

### 【記載例1】記号・番号等を使用する場合

- ① 軽減税率の対象には「※」などを記載
- ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ③ 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載



請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
②	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
※は軽減税率対象品目 ③		
△△商事(株)		

### 【記載例2】同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合

- ① 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをそれぞれ「小計」を表示するなどして区分し、「8%対象 小計」、「10%対象 小計」などを記載
- ② ①で区分した商品を合計し、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
①	8%対象 小計	② 43,200円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
①	10%対象 小計	② 88,000円
合計		131,200円
△△商事(株)		

### 【記載例3】税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合

- 軽減税率対象
- 標準税率対象

請求書		
① (軽減税率対象)		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
②	合計	43,200円
△△商事(株)		

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
②	合計	88,000円
△△商事(株)		

- ① 軽減税率対象分の請求書については、軽減税率の対象のみであることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- ② 税率ごとに区分して発行したそれぞれの請求書に、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載



取引の全てが軽減税率の対象となる場合であっても、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は必要ですか。



ご質問のような場合であっても、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載するなどし、その請求書等に記載された全ての取引が軽減税率の対象となることが客観的に明らかになる程度の記載が必要となります。



取引に軽減税率の対象となるものがない場合であっても、請求書等に「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」として、「8% 0円」といった記載は必要ですか。



ご質問のような場合、「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載については、標準税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の記載は要しません。

【軽減税率の対象となる商品がない場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 110,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	ティッシュ	550円
11/2	ボールペン	3,300円
11/2	カーテン	22,000円
⋮	⋮	⋮
合 計		110,000円
△△商事(株)		

## ハ 一定期間のまとめ記載

日々の取引内容については、納品書等に記載され、一定期間の納品についてまとめて請求書が交付される場合において、納品書等と請求書との相互関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で区分記載請求書等の記載事項を満たすときには、これらの書類をまとめて保存することで、区分記載請求書等の保存があるものとして取り扱われます。

この場合、請求書に記載する取引年月日については、対象となる一定期間を記載すればよく、また、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、同一の商品をまとめて記載して差し支えありません。

### 【一定期間の取引をまとめて記載する場合の記載例】

<p style="text-align: center;"><b>請求書</b></p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: center;">XX年11月分 (XX年11月1日～11月30日)</p> <p>108,800円(税込)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">品名</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉類 ※ ①</td> <td style="text-align: right;">32,400円</td> </tr> <tr> <td>野菜 ※ ②</td> <td style="text-align: right;">10,800円</td> </tr> <tr> <td>酒</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>雑貨</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">108,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>10%対象</b></td> <td style="text-align: right;"><b>44,000円</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>8%対象</b></td> <td style="text-align: right;"><b>64,800円</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>※は軽減税率対象品目</p> <p style="text-align: right;">(株)〇〇物産</p>	品名	金額	肉類 ※ ①	32,400円	野菜 ※ ②	10,800円	酒	22,000円	雑貨	11,000円	⋮	⋮	合計	108,800円	<b>10%対象</b>	<b>44,000円</b>	<b>8%対象</b>	<b>64,800円</b>	<p style="text-align: center;"><b>納品書</b></p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: center;"><b>納品書</b></p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: center;"><b>納品書</b></p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: right;">(株)〇〇物産</p> <p>下記の商品を納品いたします。</p> <p>XX年11月1日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">品名</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉 ①</td> <td style="text-align: right;">5,400円</td> </tr> <tr> <td>じゃがいも ②</td> <td style="text-align: right;">2,160円</td> </tr> <tr> <td>割り箸</td> <td style="text-align: right;">1,100円</td> </tr> <tr> <td>ビール</td> <td style="text-align: right;">3,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">11,960円</td> </tr> </tbody> </table>	品名	金額	牛肉 ①	5,400円	じゃがいも ②	2,160円	割り箸	1,100円	ビール	3,300円	合計	11,960円
品名	金額																														
肉類 ※ ①	32,400円																														
野菜 ※ ②	10,800円																														
酒	22,000円																														
雑貨	11,000円																														
⋮	⋮																														
合計	108,800円																														
<b>10%対象</b>	<b>44,000円</b>																														
<b>8%対象</b>	<b>64,800円</b>																														
品名	金額																														
牛肉 ①	5,400円																														
じゃがいも ②	2,160円																														
割り箸	1,100円																														
ビール	3,300円																														
合計	11,960円																														

(注) 納品書に記載のある①「牛肉」を「肉類」、②「じゃがいも」を「野菜」としてまとめて請求書へ記載した上で、それぞれに「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載することができます。

## 多数の商品を登録できないレジは…？

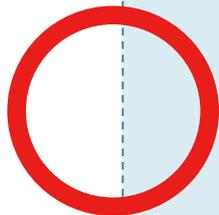


区分記載請求書等に記載する資産の内容については、個々の商品名の記載が必要です。

ところで、個人商店等をはじめ、中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがありますが、このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能な場合があります。

このような場合には、次のように、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称の記載（例えば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食料品」）であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減税率の対象となるものとそれ以外のものであることが、領収書の交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。

### 《軽減対象資産とそれ以外のものであることが分かる程度の「一般的な総称」の記載があるもの》



「野菜」が軽減対象資産の譲渡等である旨の記載

八百〇		
東京都・・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
<b>合 計</b>		<b>¥1,410</b>
		(10%対象 ¥330)
		(8%対象 ¥1,080)
		(内消費税等 ¥110)
お預り		¥1,500
お釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

### 《取引内容が判別できないもの》



取引の内容が、領収書の交付を受けた事業者において把握できない

右のレシートのように「部門01」などによる記載は、取引の内容が記載されているといえませんが、一般的には記載事項を満たしていないこととなります。

このため、レジの改修についてもご検討ください（レジの改修には補助金による支援措置があります。P.66 参照。）。

〇〇精肉店		
東京都・・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
部門01※	1	¥108
部門02※	1	¥972
部門03	1	¥330
<b>合 計</b>		<b>¥1,410</b>
		(10%対象 ¥330)
		(8%対象 ¥1,080)
		(内消費税等 ¥110)
お預り		¥1,500
お釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

## 二 請求書等への追記

区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除を行うために保存すべき請求書等には、これまでの請求書等への記載事項に加え、

- ① 軽減対象資産の譲渡等である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）の2項目の記載が必要となります。

しかしながら、請求書等を発行する事業者がこれらの記載事項に対応できないことも考えられますので、これらの記載がない請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、受領した請求書等に自ら追記することができます。

### 注 意

#### ■ 追記の範囲

請求書等の交付を受けた事業者が追記できるのは、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」の2項目に限られます。例えば、品目等の請求書等に記載されているその他の記載事項についてまで追記することは認められていません。



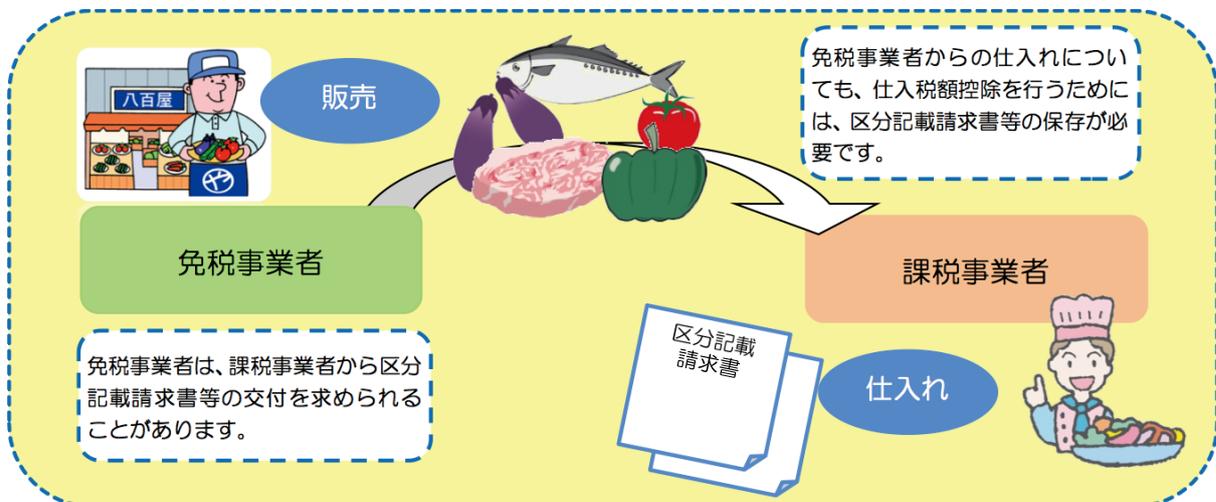
#### ホ 免税事業者からの仕入れについて

免税事業者からの仕入れについても現行と同様、仕入税額控除を行うことができます。

この場合、免税事業者からの仕入れであっても、これまでの請求書等への記載事項に加え、

- ① 軽減対象資産の譲渡等である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額の記載のある区分記載請求書等の保存が必要となります。

※ 上記二のとおり、この2項目について記載がない場合には、請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、自ら追記することができます。



※ 免税事業者は、「Ⅶ 免税事業者の方に留意していただきたい事項」（P63）を参照してください。

# IV 税額計算

軽減税率制度の下では、税率ごとに売上げ及び仕入れを記帳し、これを基に、税率ごとの課税売上げに係る消費税額及び課税仕入れ等に係る消費税額を計算することになります。

この章では、軽減税率制度の下での税額計算の方法について説明します。

## (1) 税率

平成31年10月1日から、消費税等の税率は、軽減税率は8%（うち地方消費税率は1.76%）、標準税率は10%（うち地方消費税率は2.2%）の複数税率となります。

※ 地方消費税の税率は、消費税額の78分の22です。



## (2) 納付税額の計算方法

消費税等の納付税額は、次の算式により計算します。

イ 消費税額の計算

$$\boxed{\text{消費税額}} = \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入れ等に係る消費税額}}$$

ロ 地方消費税額の計算

$$\boxed{\text{地方消費税額}} = \boxed{\text{消費税額}} \times \frac{22}{78}$$

ハ 納付税額の計算

$$\boxed{\text{納付税額}} = \boxed{\text{消費税額}} + \boxed{\text{地方消費税額}}$$

## (3) 課税売上げに係る消費税額

課税売上げに係る消費税額は、次の計算式のとおり、軽減税率分と標準税率分とに区分した課税標準額にそれぞれの税率を掛けて計算したものを合計して算出します。

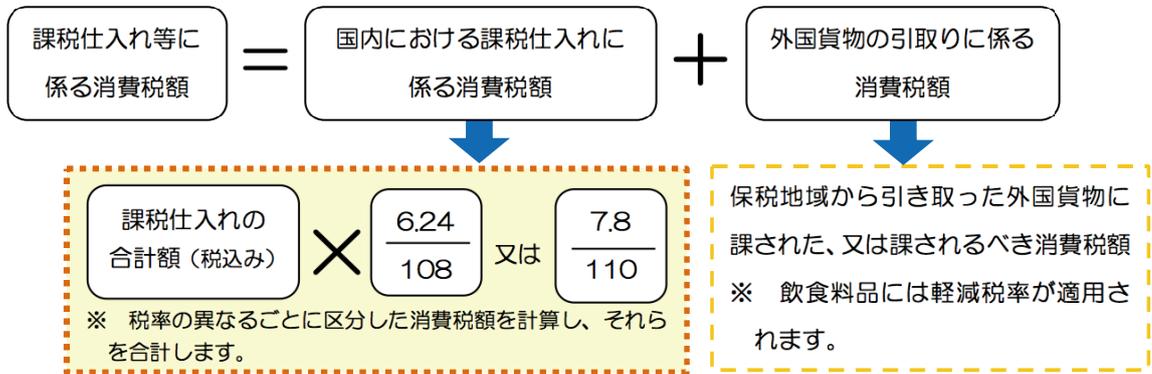
	課税標準額	税率
① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額	$\boxed{\text{軽減税率の対象となる課税売上げの合計額 (税込み)}}$	$\frac{6.24}{100}$
② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額	$\boxed{\text{標準税率の対象となる課税売上げの合計額 (税込み)}}$	$\frac{7.8}{100}$
課税売上げに係る消費税額	= ① + ②	

#### (4) 課税仕入れ等に係る消費税額

課税仕入れ等に係る消費税額は、一般課税の事業者と簡易課税制度を適用する事業者では、計算方法が異なります。

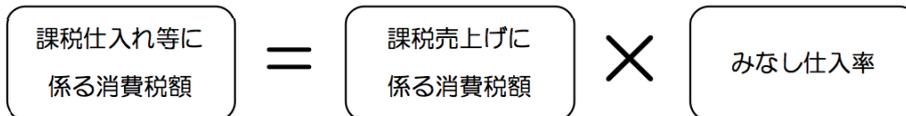
##### イ 一般課税

一般課税における課税仕入れ等に係る消費税額は、国内における課税仕入れに係る消費税額と外国貨物の引取りに係る消費税額を合計します。



##### ロ 簡易課税制度

簡易課税制度における課税仕入れ等に係る消費税額は、課税売上げに係る消費税額に事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けて計算します。



(参考) 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者に販売する事業)	90%
第二種事業	小売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業)	80%
第三種事業	農業 <sup>(注)</sup> 、林業 <sup>(注)</sup> 、漁業 <sup>(注)</sup> 、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業(飲食店業等)	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)	50%
第六種事業	不動産業	40%

(注) 農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率の見直し

簡易課税制度における「農林水産業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分が第三種事業から第二種事業へ見直され、みなし仕入率は、現行の70%から80%へ引き上げられます。

なお、平成31年10月1日以後に行う取引から適用されます。

## (5) 売上対価の返還等に係る税額控除

課税事業者が課税資産の譲渡等につき、返品を受けたり、値引き、割戻し、割引をしたことにより、売上対価の返還等<sup>(注1)</sup>を行った場合には、売上対価の返還等を行った課税期間の課税売上げに係る消費税額から、売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除します<sup>(注2)</sup>。

※ 売上対価の返還等につき、軽減対象資産の譲渡等に係る部分とそれ以外の部分とがある場合には、税率ごとに合理的に区分し、売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算する必要があります。

(注1)  
課税資産の譲渡等の対価の額(税込価額)の全部若しくは一部の返還又はその課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額をいいます。

(注2)  
売上対価の返還等の金額等の明細を記録した帳簿の保存が要件です。また、売上対価の返還等の金額を売上金額から直接減額する方法で経理している場合は、この計算は不要です。

$$\text{売上対価の返還等の金額に係る消費税額} = \text{売上対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$



### ■ 税率ごとに合理的に区分されていないときは…?

売上対価の返還等に係る金額について、税率ごとに合理的に区分されていないときは、売上対価の返還等の金額(税込み)に、その売上対価の返還等の対象となった課税売上げの合計額(税込み)のうち軽減税率の対象となる金額(税込み)が占める割合を掛けて算出した金額を、軽減対象資産の譲渡等に係る売上対価の返還等の金額として、税率ごとの売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算することができます。

$$\text{【軽減税率分】売上対価の返還等の金額(税込み)} = \text{売上対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{\text{分母のうち軽減税率の対象となる金額(税込み)}}{\text{売上対価の返還等の対象となった課税売上げの合計額(税込み)}}$$

## (6) 貸倒れに係る税額控除

課税事業者が国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、その相手方に対する売掛金等が貸倒れ<sup>(注3)</sup>となったときは、貸倒れとなった日の属する課税期間の課税売上げに係る消費税額から、貸倒れ処理した金額に係る消費税額の合計額を控除します<sup>(注4)</sup>。

$$\text{貸倒れに係る消費税額} = \text{貸倒れに係る金額(税込み)} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

※ 軽減対象資産の譲渡等に係る部分とそれ以外の部分とがある場合には、税率ごとに合理的に区分し、貸倒れに係る消費税額を計算する必要があります。

(注3)  
相手方に対する売掛金その他の債権につき、更生計画認可の決定により切り捨てられたことその他一定の事実が生じたため、税込価額の全部又は一部を領収できない場合をいいます。

(注4)  
適用には、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類の保存が必要です。

■ 税率ごとに合理的に区分されていないときは…？

貸倒れに係る金額について、税率ごとに合理的に区分されていないときは、貸倒れに係る金額（税込み）に、その貸倒れの対象となった課税売上げの合計額（税込み）のうち軽減税率の対象となる金額（税込み）が占める割合を乗じて計算した金額を、軽減対象資産の譲渡等に係る貸倒れの種類として、税率ごとの貸倒れに係る消費税額を計算することができます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{【軽減税率分】} \\ \hline \text{貸倒れに係る金額} \\ \hline \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{貸倒れに係る金額} \\ \hline \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{分母のうち軽減税率の対象となる金額 (税込み)} \\ \hline \hline \hline \text{貸倒れの対象となった} \\ \hline \text{課税売上げの合計額 (税込み)} \\ \hline \end{array}}$$

「課税標準額に対する消費税額の計算」に関する経過措置（売上税額の積上げ計算）を適用する場合の端数計算は…？



消費税の申告においては、一定の要件の下、一領収単位ごとに1円未満の端数処理を行った消費税額等相当額（その取引に課される消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する金額）に基づいて、課税売上げに係る消費税額及び課税仕入れに係る消費税額の計算を行う、「積上げ計算」が認められています<sup>（注5）</sup>。

軽減税率制度実施後においては、税率が複数となることから、一領収単位において税率の異なるごとに1円未満の端数処理を行った場合には、次のとおり、これまでと同様の要件を満たすことを前提として、税率の異なるごとに端数処理を行った後の消費税額等相当額を基礎として納付すべき消費税額等の計算を行うことができます。

① 税込価格を基礎とした代金決済を行う場合

税込価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの合計に108分の8、110分の10を掛けて計算した1円未満の端数処理後の消費税額等相当額を領収書等に明示

② 税抜価格を基礎とした代金決済を行う場合<sup>（注6）</sup>

税抜価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの税率（8%、10%）を掛けて計算した1円未満の端数処理後の消費税額等相当額を領収書等に明示

（注5）  
消費税額等相当額の合計額に100分の78（現行は80分の63）を乗じた額が消費税額となります。

（注6）  
事業者間取引又は税込価格で計算を行うレジを導入することが困難な事情があり、総額表示を行っている又は転嫁対策特別措置法第10条第1項（総額表示義務に関する消費税法の特例）の規定により税抜価格表示を行っている場合に適用されます。

■ 一領収単位ごとに2回（軽減税率分と標準税率分）の端数処理

『積上げ計算』においては、これまで一領収単位ごとに1回の端数処理を行っていましたが、軽減税率制度実施後は、税率が2種類となるため、税率ごとに1回の端数処理を行うことから、一領収単位ごとに2回の端数処理を行うこととなります。

## V 中小事業者の税額計算の特例

この章では、課税資産の譲渡等の税込価額又は課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者を対象とする税額計算の特例（経過措置）について説明します。

### 1 中小事業者の税額計算の特例（経過措置）の概要

軽減税率制度の下では、IV《税額計算》にあるとおり、原則として、日々の業務において、売上げ及び仕入れについて税率の異なるごとに区分経理を行い、税率の異なるごとに税額計算を行うこととなります。

この点、区分経理に対応する準備が整わないなど、国内において行った課税資産の譲渡等の税込価額（以下「課税売上げ（税込み）」といいます。）又は課税仕入れに係る支払対価の額等（以下「課税仕入れ等（税込み）」といいます。）を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。以下同じ。）については、平成31年10月からの一定期間について、税額計算の特例を用いて、課税標準額及び課税仕入れ等に係る消費税額（国内における課税仕入れに係る消費税額及び外国貨物の引取りに係る消費税額をいいます。以下同じ。）を計算することができます。

この税額計算の特例は、事業者が行っている事業に応じて、適用できる特例や期間が異なります。



税額計算の特例を使える「困難な事情」とはどのような場合をいいますか。



「困難な事情」とは、例えば、課税期間中に国内において行った課税売上げ（税込み）又は課税仕入れ（税込み）につき、税率ごとの管理が行えなかった場合等の困難な事情をいいます。そのような場合には、困難の度合いを問いません。

### 2 売上税額の計算の特例

経過措置について



#### (1) 売上税額の計算の特例の概要

課税売上げ（税込み）を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、経過措置として、課税売上げ（税込み）の合計額に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を計算する特例が認められています。

「一定の割合」については、中小事業者の態様に依りて次のとおりとなります。

① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（**小売等軽減仕入割合**）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

② 軽減売上割合の特例

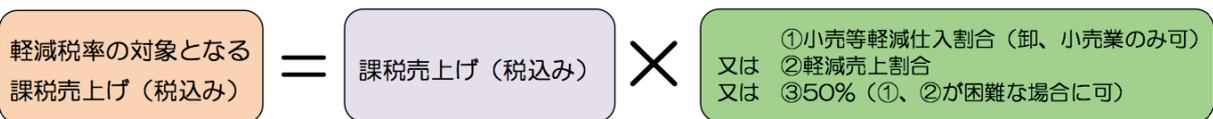
課税売上げ（税込み）に、通常の間隔で連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（**軽減売上割合**）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。ここでいう通常の間隔で連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

③ 上記①及び②の割合の計算が困難な場合

上記①及び②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を **50/100** とすることができます。

なお、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合が **おおむね 50%以上** である事業者をいいます。

■ 特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）



(2) 小売等軽減仕入割合の特例

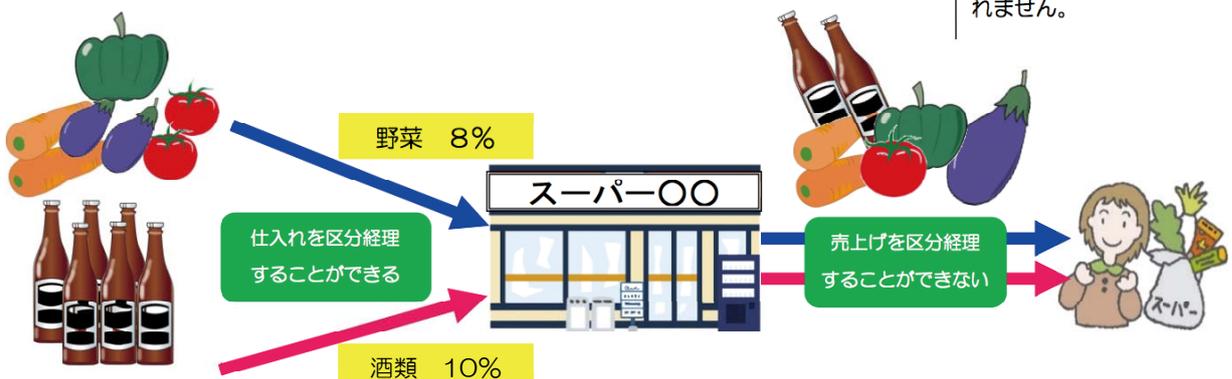
イ 対象事業者

次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用できます。

- ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業又は小売業を営む事業者 (注1)
- ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度（簡易課税制度の届出の特例を受ける場合を含みます。）の適用を受けない事業者
- ③ 課税仕入れ等（税込み）について、税率の異なるごとに区分経理できる事業者

(注1)  
卸売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいいます。  
小売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で卸売業以外のものをいいます。  
卸売業及び小売業の範囲は、簡易課税制度の事業区分と異なることはありませんので、例えば、製造小売業は小売業に含まれません。

≪例：野菜と酒類を販売する小売事業者の場合≫

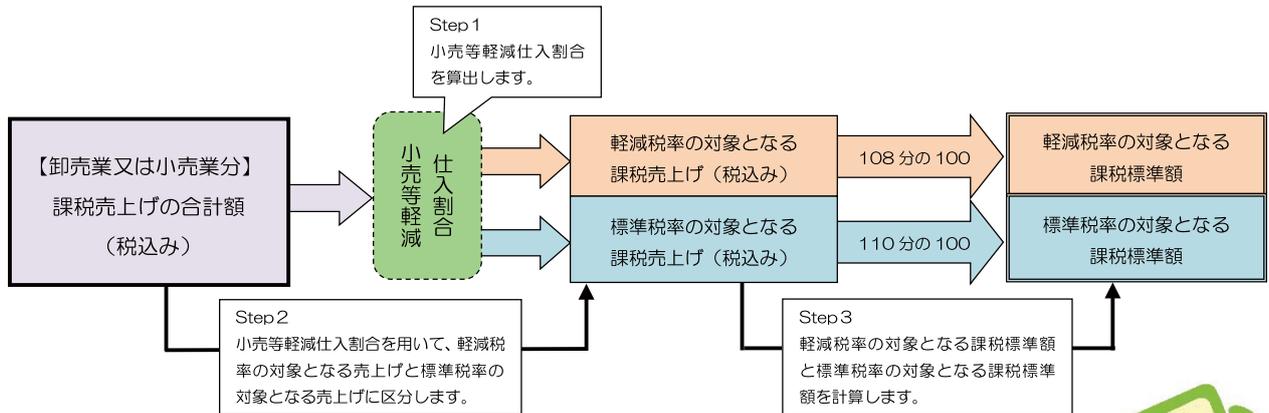


□ 適用対象期間

「小売等軽減仕入割合の特例」の適用対象期間は、課税期間のうち、平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの期間です。

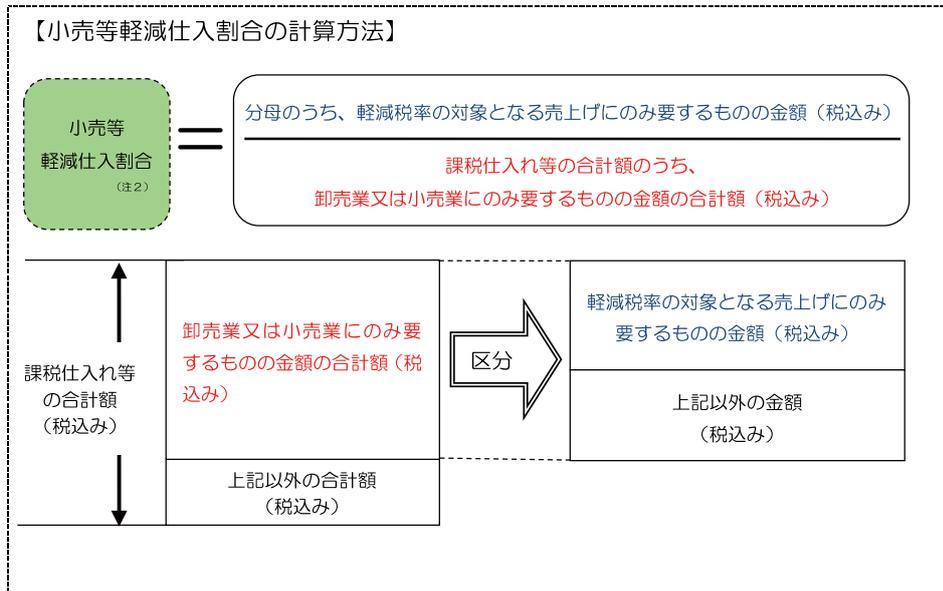
ハ 小売等軽減仕入割合の特例による課税標準額及び消費税額の計算方法

■ 小売等軽減仕入割合を用いた課税標準額計算のイメージ



Step 1

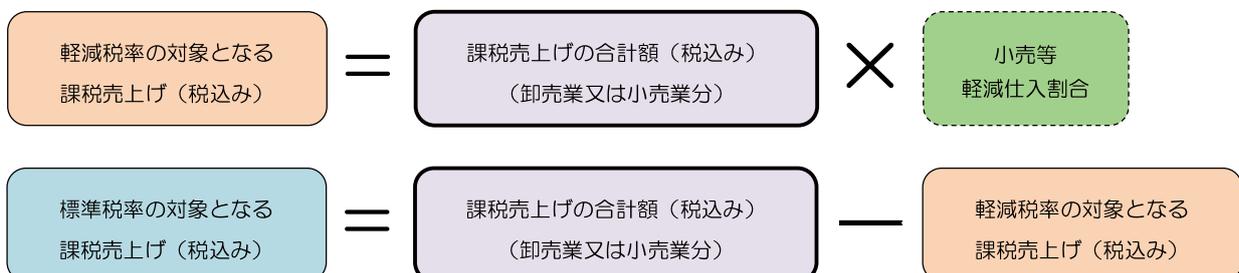
小売等軽減仕入割合を計算します。



(注2) 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者で、小売等軽減仕入割合を算出することが困難な場合は、小売等軽減仕入割合を 50%として計算することができます。

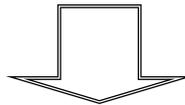
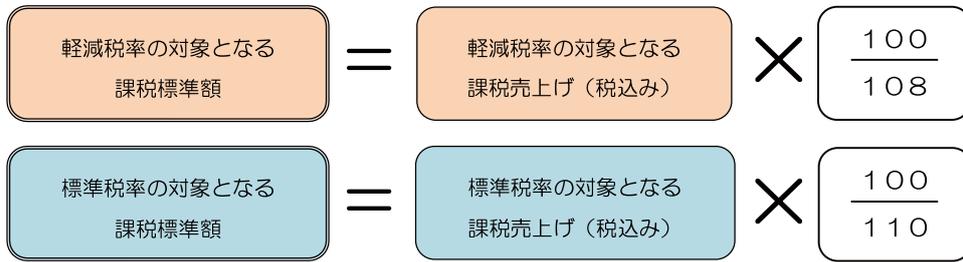
Step 2

小売等軽減仕入割合を用いて、卸売業又は小売業に係る売上げを、軽減税率の対象となる売上げと標準税率の対象となる売上げに区分します。



### Step3

軽減税率の対象となる課税標準額と標準税率の対象となる課税標準額を計算します。



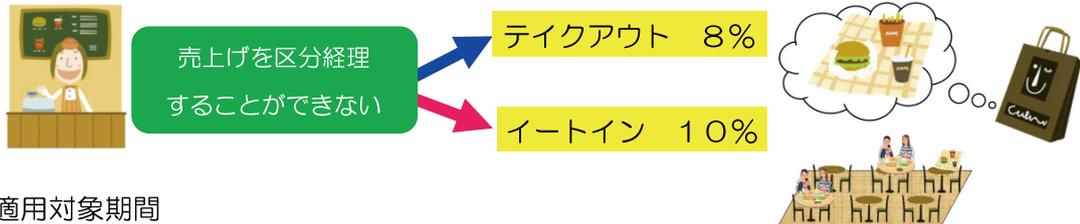
算出した税率ごとの課税標準額（1,000 円未満切捨て）に軽減税率又は標準税率を掛けて、税率ごとの課税売上げに係る消費税額を計算します。

### (3) 軽減売上割合の特例

#### イ 対象事業者

軽減対象資産の譲渡を行う中小事業者であれば、業種に関係なく適用することができます。

例：飲食店業を営む事業者で持ち帰り（テイクアウト）と店内飲食（イートイン）がある場合

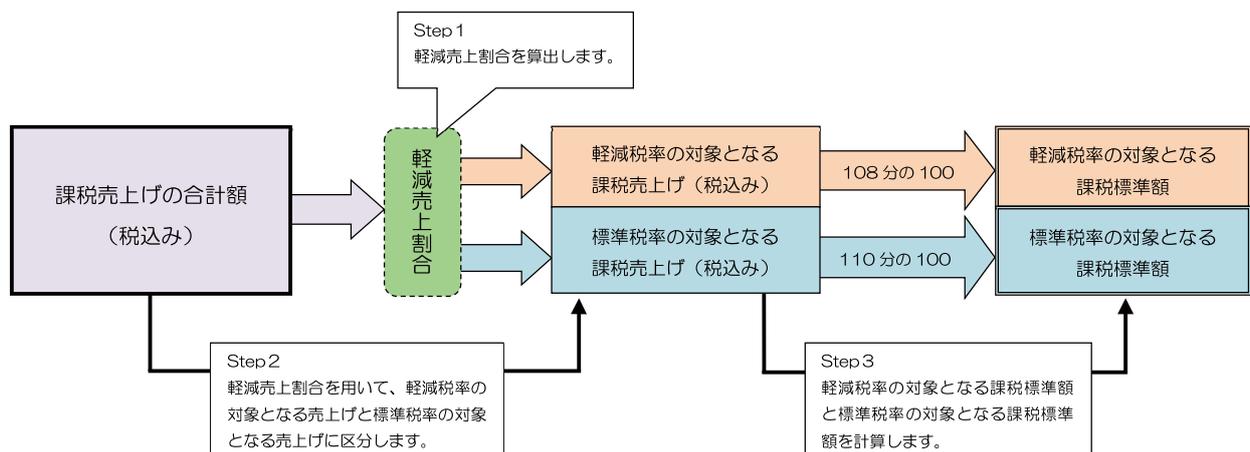


#### ロ 適用対象期間

「軽減売上割合の特例」の適用対象期間は、課税期間のうち、平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの期間です。

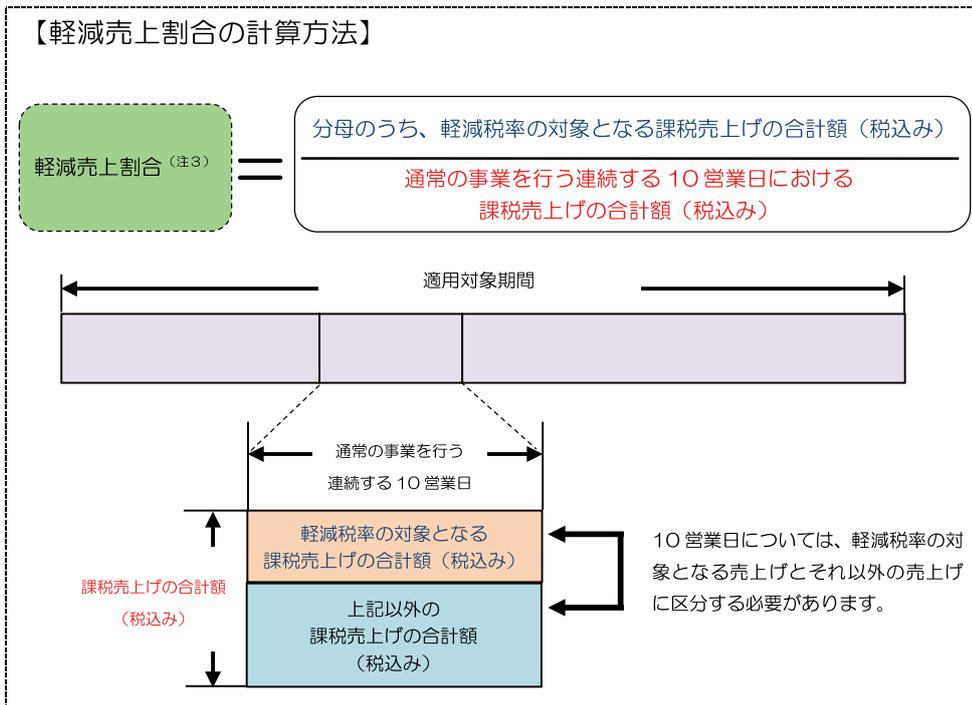
#### ハ 軽減売上割合の特例による課税標準額及び消費税額の計算方法

### ■ 軽減売上割合を用いた課税標準額計算のイメージ



## Step1

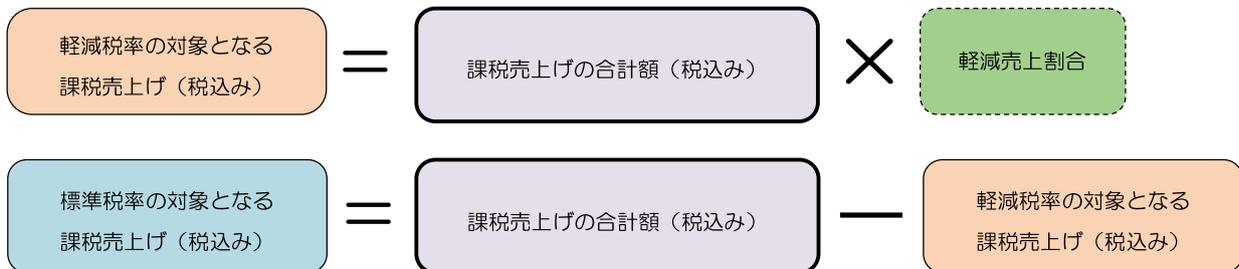
軽減売上割合を計算します。



(注3)  
主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者で、軽減売上割合を算出することが困難な場合は、軽減売上割合を 50%として計算することができます。

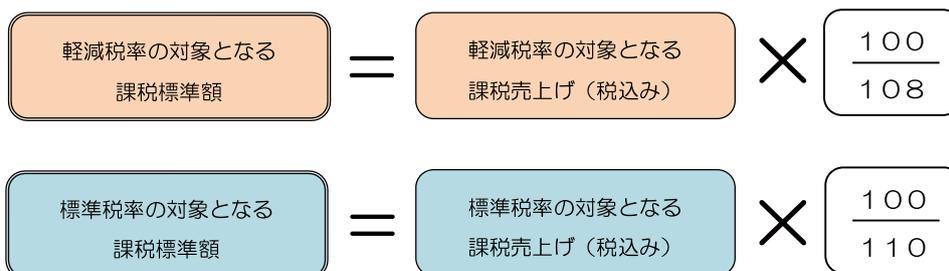
## Step2

軽減売上割合を用いて、軽減税率の対象となる売上げと標準税率の対象となる売上げに区分します。



## Step3

軽減税率の対象となる課税標準額と標準税率の対象となる課税標準額を計算します。



算出した税率ごとの課税標準額 (1,000 円未満切捨て) に軽減税率又は標準税率を掛けて、税率ごとの課税売上げに係る消費税額を計算します。

#### (4) 複数の事業を営む中小事業者の売上税額の計算の特例の適用関係

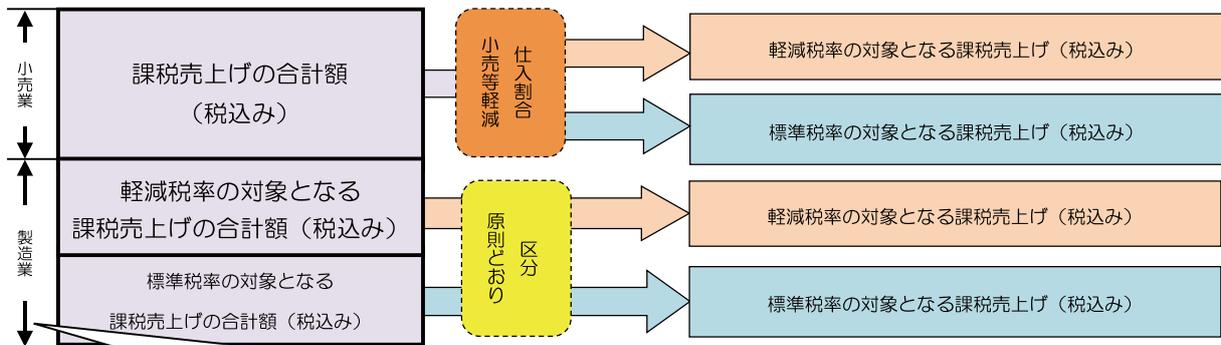
複数の事業を営む中小事業者が、課税売上げ（税込み）を事業ごとに区分しているときは、その区分している事業ごとに「小売等軽減仕入割合の特例」又は「軽減売上割合の特例」を適用することができます。

なお、「小売等軽減仕入割合の特例」と「軽減売上割合の特例」を併用することはできませんので、例えば、小売業と製造業を営む中小事業者で、小売業について、「小売等軽減仕入割合の特例」を適用する場合、製造業については、原則どおり、税率の異なるごとに課税売上げ（税込み）を区分し、税額計算を行わなければなりません（以下の①の場合）。

ただし、この場合であっても、小売業及び製造業の両方に「軽減売上割合の特例」を適用することは可能です（以下の②の場合）。

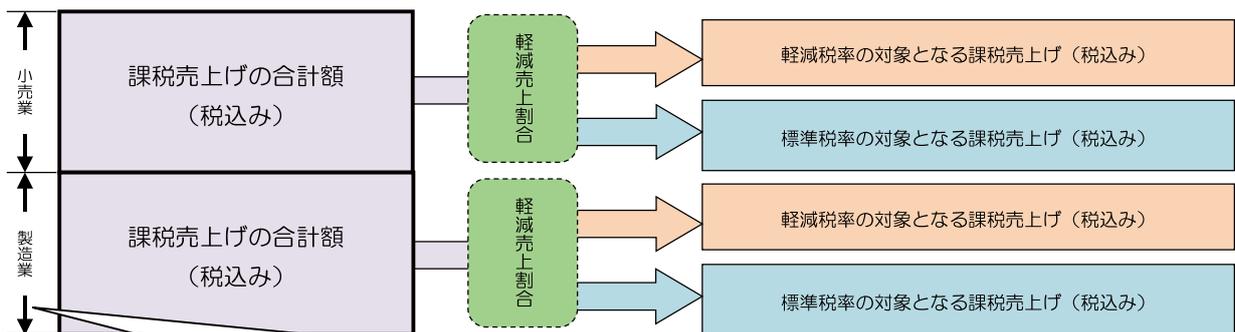
#### ■ 複数の事業を営む場合の売上税額の計算の特例の適用関係

##### ① 小売業に「小売等軽減仕入割合の特例」を適用した場合



「小売等軽減仕入割合の特例」と「軽減売上割合の特例」は、併用することができないため、「軽減売上割合の特例」を適用することはできません。

##### ② 小売業・製造業それぞれに「軽減売上割合の特例」を適用した場合



事業ごとに「軽減売上割合の特例」を適用することができます（次ページの計算例を参照）。



「通常の事業を行う連続する10営業日」とはどのような場合をいいますか。



「通常の事業を行う連続する10営業日」は、適用対象期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であればいつかを問いませんが、例えば、通常飲食料品と飲食料品以外の資産の譲渡を行う事業者が、催し物等の特別な営業により、飲食料品の譲渡しか行わなかった営業日は、「通常の事業」を行う営業日に含まれません。



事業ごとに「軽減売上割合の特例」を適用する場合の計算例

例：小売業と製造業を営む中小事業者A（課税期間が平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日）は、課税期間中の売上げを税率ごとに区分経理することにつき困難な事情があることから、各事業につき、10 営業日の売上げを軽減税率の対象と標準税率の対象とに区分経理し、軽減売上割合の特例を適用することとした。

売上帳（小売業）

（単位：円 税込み）

月	日	摘要	内訳	金額
4	・・・	・・・		1,800,000
5	1～10	野菜※	400,000	
		雑貨	100,000	
	11～31		1,000,000	1,500,000
6	・・・			1,600,000
7	・・・			1,800,000
8	・・・	連続する 10 営業日		1,200,000
9	・・・	・・・		1,000,000
10	・・・	・・・		1,300,000
11	・・・	・・・		1,300,000
12	・・・	・・・		900,000
1	・・・	・・・		1,700,000
2	・・・	・・・		1,100,000
3	・・・	・・・		1,000,000
総売上高				16,200,000

売上帳（製造業）

（単位：円 税込み）

月	日	摘要	内訳	金額
4	・・・	・・・		1,700,000
5	・・・	・・・		1,200,000
6	・・・	・・・		900,000
7	・・・	・・・		1,100,000
8	1～21	・・・	800,000	
		22～31	パン※	100,000
			雑貨	300,000
9	・・・	・・・		1,400,000
10	・・・	連続する 10 営業日		1,300,000
11	・・・	・・・		1,000,000
12	・・・	・・・		800,000
1	・・・	・・・		1,500,000
2	・・・	・・・		1,200,000
3	・・・	・・・		740,000
総売上高				14,040,000

※は軽減税率対象品目

【小売業】

1 軽減売上割合の算出

軽減売上割合

$$400,000 / (400,000 + 100,000) = 0.8$$

2 軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

$$16,200,000 \times 0.8 = 12,960,000$$

3 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額

$$12,960,000 \times 100 / 108 = 12,000,000$$

4 標準税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額

$$(16,200,000 - 12,960,000) \times 100 / 110 = 2,945,454$$

【合計】

軽減税率の対象となる課税標準額（1,000 円未満切捨て） 12,000,000 + 3,250,000 ÷ 15,250,000

標準税率の対象となる課税標準額（1,000 円未満切捨て） 2,945,454 + 9,572,727 ÷ 12,518,000

※ 連続する 10 営業日は事業ごとに異なった日とすることも可能です。

※は軽減税率対象品目

【製造業】

1 軽減売上割合の算出

軽減売上割合

$$100,000 / (100,000 + 300,000) = 0.25$$

2 軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

$$14,040,000 \times 0.25 = 3,510,000$$

3 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額

$$3,510,000 \times 100 / 108 = 3,250,000$$

4 標準税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額

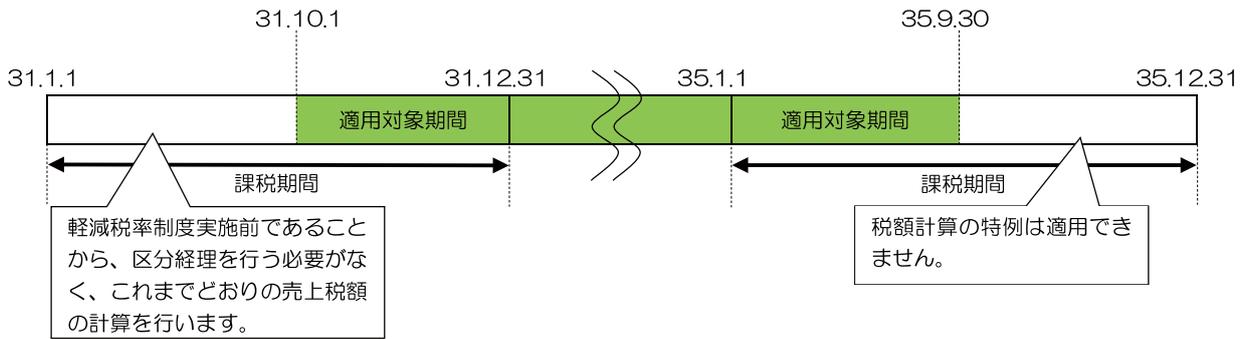
$$(14,040,000 - 3,510,000) \times 100 / 110 = 9,572,727$$

### (5) 適用対象期間に関する留意点

売上税額の計算の特例を適用できる期間は、課税期間のうち、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間です。

平成31年10月1日及び平成35年9月30日をまたぐ課税期間においては、これらの日の前後で適用関係が異なります。

#### ○ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合 (平成31年10月1日及び平成35年9月30日をまたぐ課税期間がある場合)



#### ○ 課税期間が10月1日から9月30日までの事業者の場合



### (6) 売上返品、値引き、割戻し等があった場合（売上税額の計算の特例を適用）

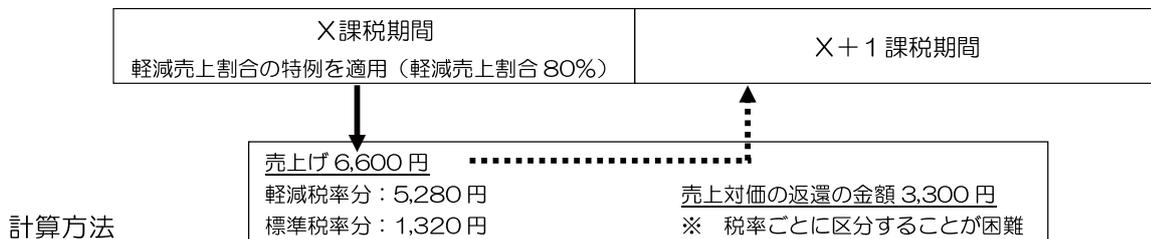
売上税額の計算の特例の適用を受けた課税資産の譲渡等につき、売上対価の返還等を行った場合は、その売上対価の返還等の対象となった課税資産の譲渡等の事実に基づき、売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算する必要があります。

ただし、その売上対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、その売上対価の返還等の金額に、適用した売上税額の計算の特例の割合（「小売等軽減仕入割合」、「軽減売上割合」又は「50%」）を掛けて計算した金額を軽減対象資産の譲渡等に係るものとして計算することができます。

※ 貸倒れに係る消費税額についても、同様に計算することができます。

#### 売上返品等があった場合の具体的な計算方法

例：「軽減売上割合の特例」の適用を受けた場合（軽減売上割合＝80%）で、売上対価の返還等の金額（3,300円）を税率の異なるごとに区分することが困難なとき



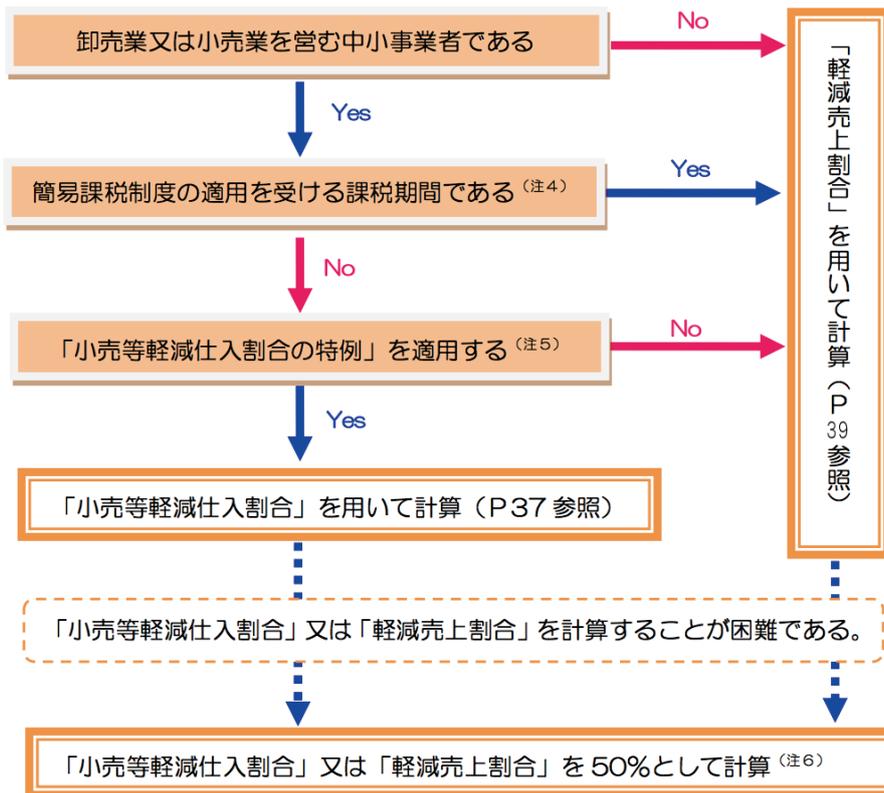
軽減売上割合80%を用いて計算します。

したがって、軽減対象資産の譲渡等に係る対価の返還等の額は、 $3,300円 \times 80\% = 2,640円$ となります。

卸売業、小売業を営む中小事業者は「小売等軽減仕入割合の特例」と「軽減売上割合の特例」のどちらを適用すればよい…？



卸売業又は小売業を営む中小事業者は、「小売等軽減仕入割合の特例」又は「軽減売上割合の特例」のいずれかを適用することができます。



(注4)

簡易課税制度の届出の特例 (P48 参照) を受ける場合を含みます。

(注5)

仕入れを税率の異なるごとに区分経理する必要があります。

(注6)

主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者 (P37 参照) が対象となります。

### 3 仕入税額の計算の特例

#### (1) 仕入税額の計算の特例の概要

課税仕入れ等（税込み）を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情（P36 参照）がある中小事業者は、次の方法により仕入税額を計算する特例が認められています。

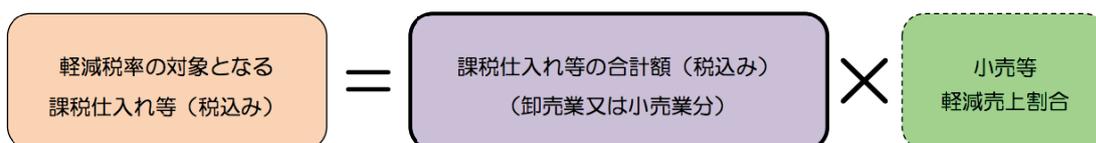
##### ① 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（**小売等軽減売上割合**）を乗じて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。

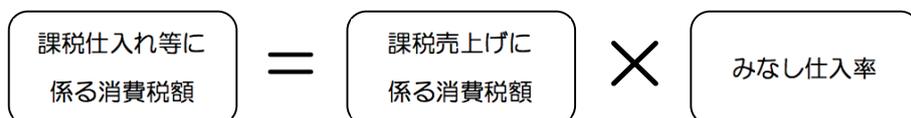
##### ② 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度の適用に関して、「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下「簡易課税制度選択届出書」といいます。）を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

#### ■ 小売等軽減売上割合を用いて計算する場合



#### ■ 簡易課税制度の計算方法により計算する場合



#### (2) 小売等軽減売上割合の特例

##### イ 対象事業者

次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用できます。

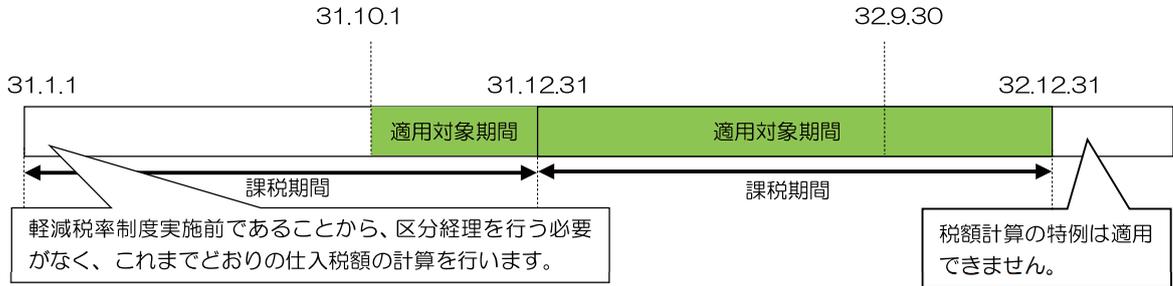
- ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業又は小売業を営む事業者
- ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度（簡易課税制度の届出の特例の適用を受ける場合を含みます。）の適用を受けない事業者
- ③ 課税売上げ（税込み）について、税率の異なるごとに区分経理できる事業者

##### ロ 適用対象期間

「小売等軽減売上割合の特例」を適用できる期間は、課税期間のうち、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日の属する課税期間の末日までの期間です。

平成 31 年 10 月 1 日をまたぐ課税期間においては、平成 31 年 10 月 1 日の前後で適用関係が異なります。

○ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合  
(平成 31 年 10 月 1 日をまたぐ課税期間がある場合)

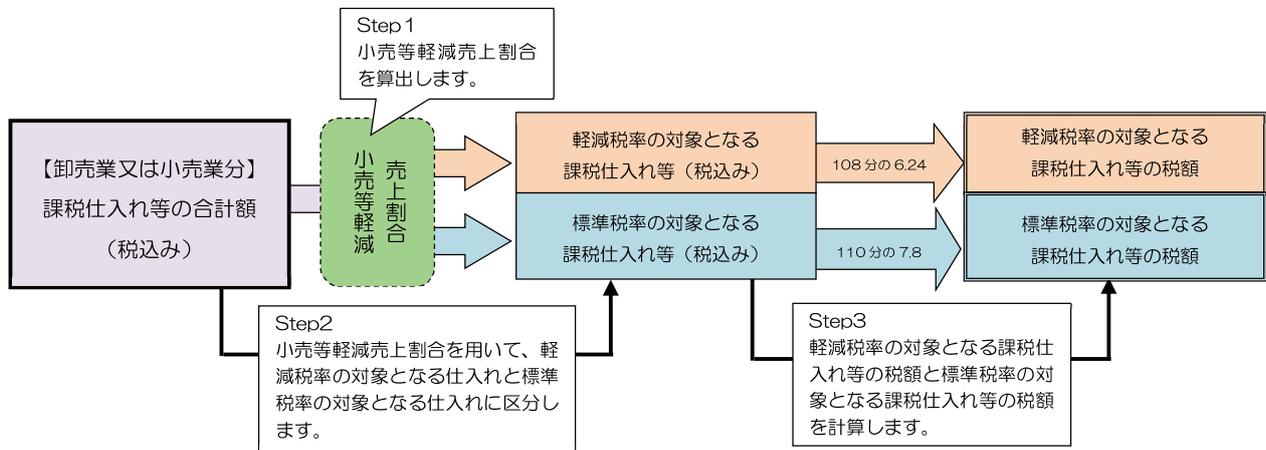


○ 課税期間が10月1日から9月30日までの事業者の場合



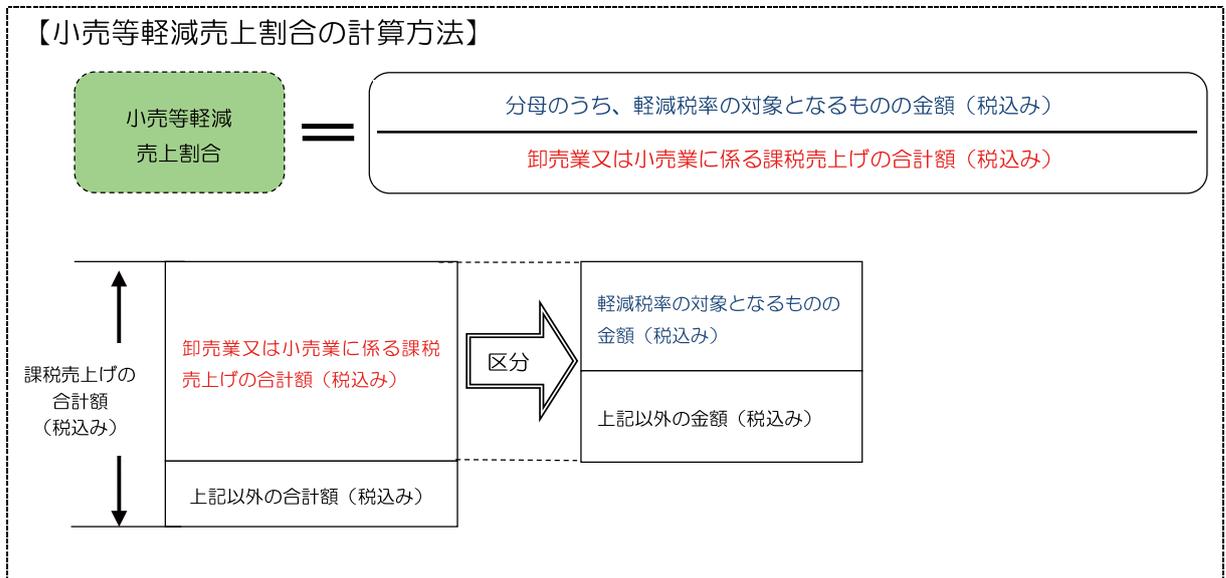
ハ 小売等軽減売上割合の特例による課税仕入れ等の税額の計算方法

■ 小売等軽減売上割合を用いた課税仕入れ等の税額計算のイメージ



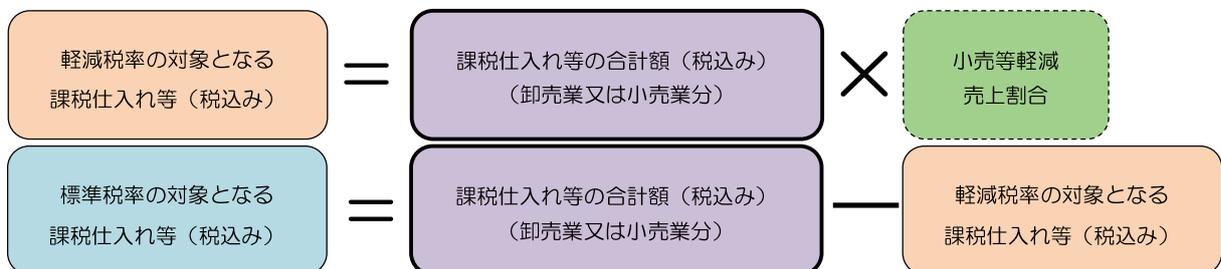
## Step1

小売等軽減売上割合を計算します。



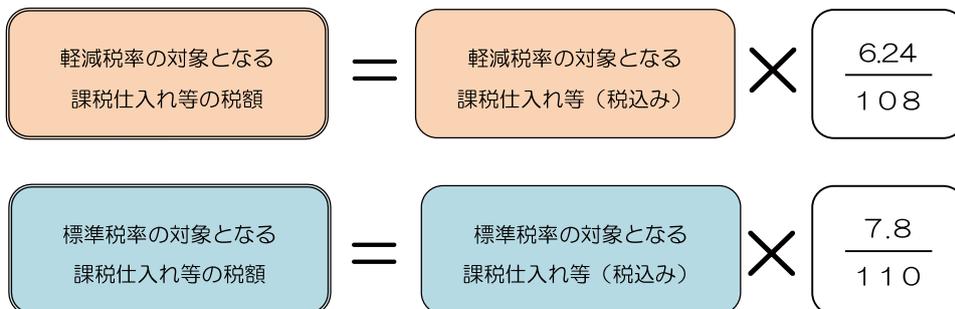
## Step2

小売等軽減売上割合を用いて、卸売業又は小売業に係る課税仕入れ等について、軽減税率の対象となる課税仕入れ等と標準税率の対象となる課税仕入れ等に区分します。



## Step3

軽減税率の対象又は標準税率の対象となる課税仕入れ等の税額を計算します。



### (3) 簡易課税制度の届出の特例

#### イ 対象事業者

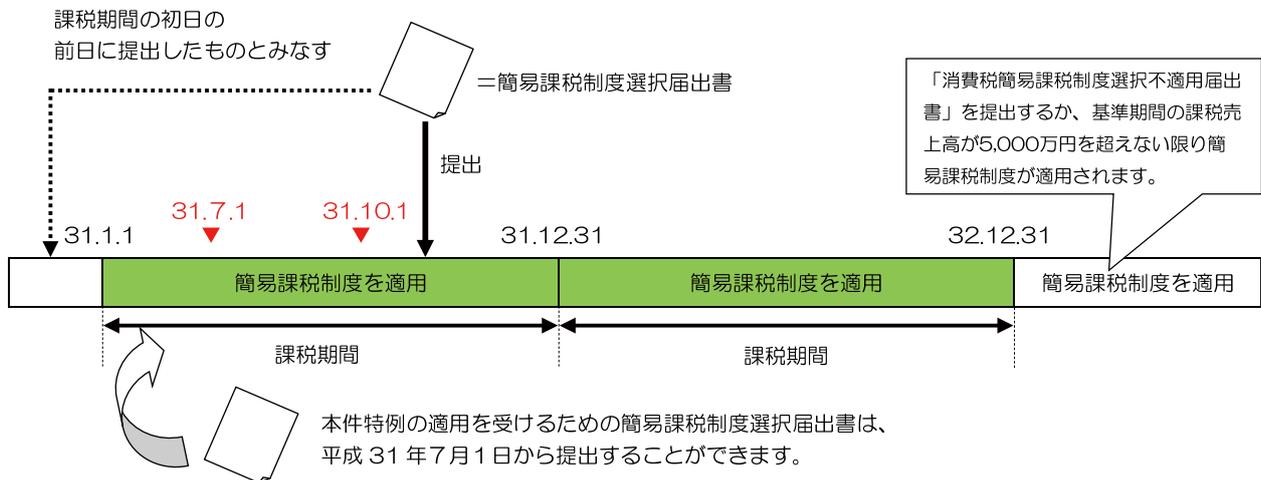
中小事業者は、課税仕入れ等（税込み）を税率の異なるごとに区分することについて困難な事情があれば、適用することができます。

#### ロ 適用対象期間

「簡易課税制度の届出の特例」を適用できる期間は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの日の属する課税期間です。

なお、「簡易課税制度の届出の特例」を適用した場合は、事業を廃止した場合等を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

#### ○ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合



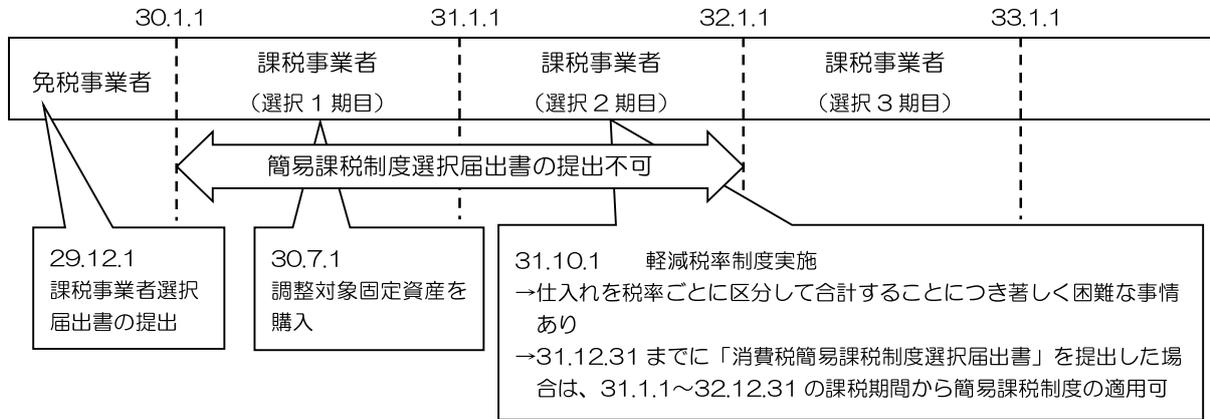
#### ハ 調整対象固定資産や高額特定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限を受ける事業者に対する措置

調整対象固定資産や高額特定資産の仕入れ等を行った場合、一定期間、「簡易課税制度選択届出書」を提出することはできませんが、その課税期間中の課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき、著しく困難な事情があるときは、簡易課税制度の届出の特例の適用を受けようとする課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

## 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の適用例

小売業を営む12月決算の法人で、平成29年12月1日に「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、平成30年7月1日に調整対象固定資産を購入した場合、通常は、平成32年1月1日以降でなければ、「簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

しかし、仕入れを税率ごとに区分して合計することにつき、著しく困難な事情があれば「簡易課税制度選択届出書」を提出し、平成31年1月1日開始課税期間から、簡易課税制度を適用することができます。



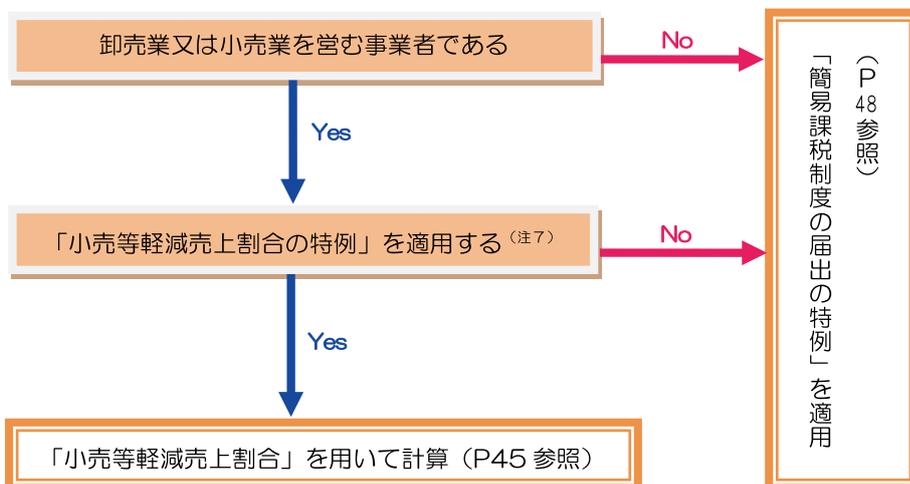
### ■ 「著しく困難な事情があるとき」とは…？

課税仕入れを税率の異なるごとに区分して合計することが著しく困難である場合をいい、例えば、軽減税率の対象となる課税仕入れとそれ以外の課税仕入れがある場合であっても、軽減税率の対象となる課税仕入れがそれ以外の課税仕入れの回数に比し、著しく少ない場合などは、帳簿、保存書類等からこれらの課税仕入れを容易に区分することができるので、他に考慮すべき事情があるときを除き、「著しく困難な事情があるとき」に該当しません。

なお、建設業、不動産業など、主として軽減税率の対象となる課税仕入れを行わない容易に区分経理を行い得る事業者が、事務所、営業所等に自動販売機を設置した場合の清涼飲料水の仕入れや、福利厚生、贈答用として菓子等を仕入れた場合は、「著しく困難な事情があるとき」に該当しません。

### 《参考》卸売業又は小売業を営む中小事業者が適用できる仕入税額の計算の特例

卸売業又は小売業を営む中小事業者は、「小売等軽減売上割合の特例」又は「簡易課税制度の届出の特例」のいずれかを適用することができます。



(注7) 売上げを税率の異なるごとに区分経理する必要があります。

## 4 売上げ及び仕入れの両方を区分経理することが困難な場合

中小事業者が課税売上げ（税込み）及び課税仕入れ等（税込み）のいずれも税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合は、売上税額の計算の特例と仕入税額の計算の特例を併用することができます。併用できる計算の特例は、卸売業又は小売業を営むかどうか等によって異なります。

### (1) 全ての中小事業者（卸売業又は小売業を営む事業者の特例を適用しない場合）

卸売業又は小売業を営む事業者の特例（小売等軽減仕入割合の特例（P37（2））、小売等軽減売上割合の特例（P45（2））をいいます。）を適用しない全ての中小事業者は、次の特例を併用することができます。

売上税額の計算の特例	仕入税額の計算の特例
軽減売上割合の特例	簡易課税制度の届出の特例

### (2) 卸売業又は小売業を営む中小事業者

卸売業又は小売業を営む中小事業者は、次の①から③のいずれかを選択して適用することができます。

	売上税額の計算の特例	仕入税額の計算の特例
①	軽減売上割合の特例	簡易課税制度の届出の特例
②	軽減売上割合の特例	小売等軽減売上割合の特例 →算出した軽減売上割合を小売等軽減売上割合として計算
③	軽減売上割合を 50%とみなして計算	小売等軽減売上割合の特例 →小売等軽減売上割合を50%として計算

【参考：卸売業又は小売業を営む中小事業者の税額計算の併用パターン】



## VI 適格請求書等保存方式（平成35年10月1日～）

この章では、平成35年10月1日からの仕入税額控除の方式である適格請求書等保存方式について説明します。

### 1 適格請求書等保存方式の概要

平成35年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

適格請求書等保存方式の下では、「帳簿」及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

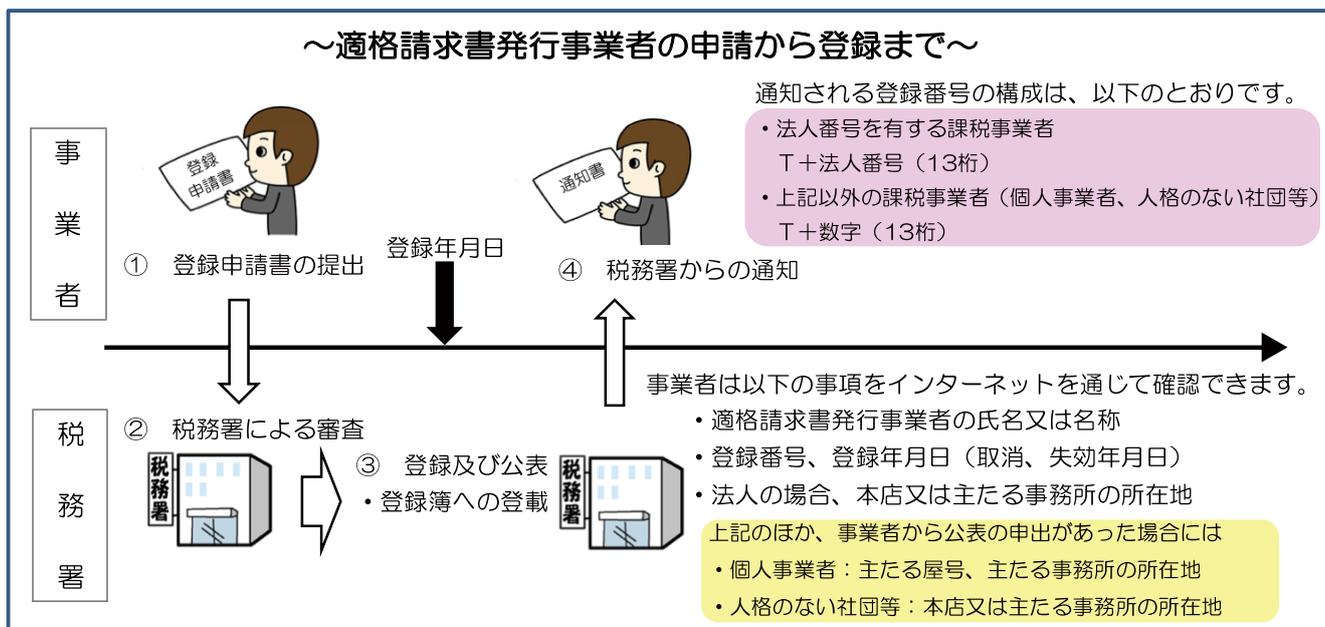
#### ■「適格請求書」とは…？

適格請求書とは、「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます（P54参照）。

### 2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
  - 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。
- なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

#### ～適格請求書発行事業者の申請から登録まで～

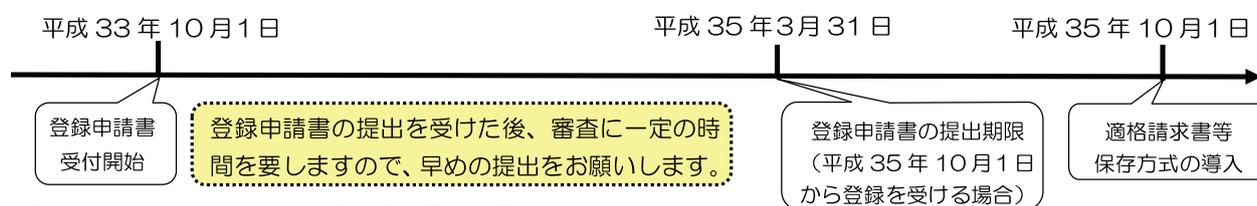


#### ■ 適格請求書発行事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否される場合とは

登録を受けようとする事業者が、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でなければ、原則として、登録を拒否されることはありません。

## 《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、平成 33 年 10 月 1 日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される平成 35 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として、平成 35 年 3 月 31 日まで（ただし、困難な事情<sup>(注)</sup>がある場合には、平成 35 年 9 月 30 日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



(注)「困難な事情」については、その程度は問いません。

### 留意点

#### ■ 適格請求書発行事業者の登録を受けている事業者において、翌課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合の納税義務

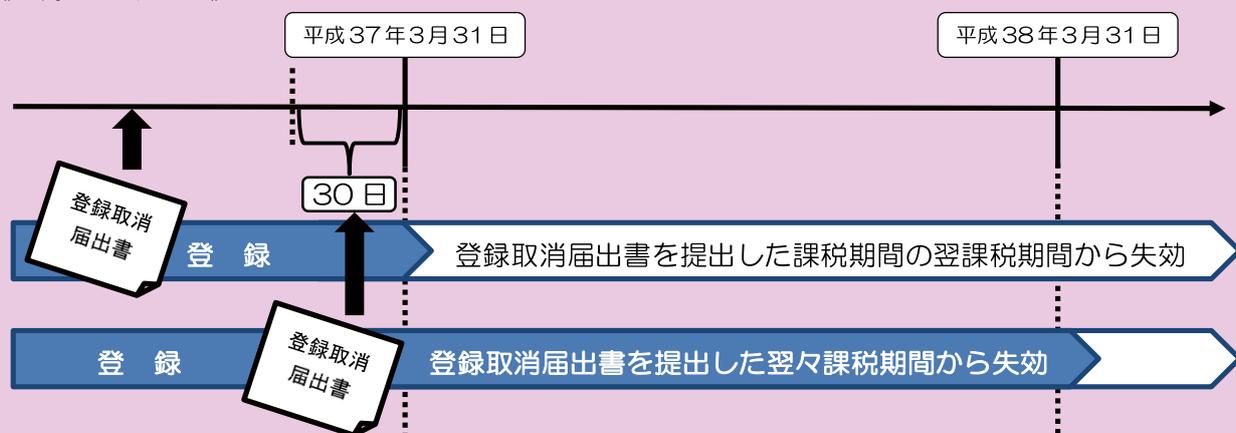
その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税事業者となります。

しかしながら、適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合でも適格請求書発行事業者の登録を取り消されない限り、免税事業者となりません。

#### ■ 適格請求書発行事業者の取りやめ及び失効

- 適格請求書発行事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（登録取消届出書）を提出することにより、原則として、登録取消届出書を提出した翌課税期間の初日に、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます（登録の取りやめ）。
- 適格請求書発行事業者が事業を廃止した場合、事業を廃止した日の翌日に登録の効力が失われます（所要の届出書の提出が必要です。）。
- 適格請求書発行事業者である法人が合併により消滅した場合、合併により消滅した日に登録の効力が失われます（所要の届出書の提出が必要です。）。

《登録の取りやめ》（例）3月決算法人の場合

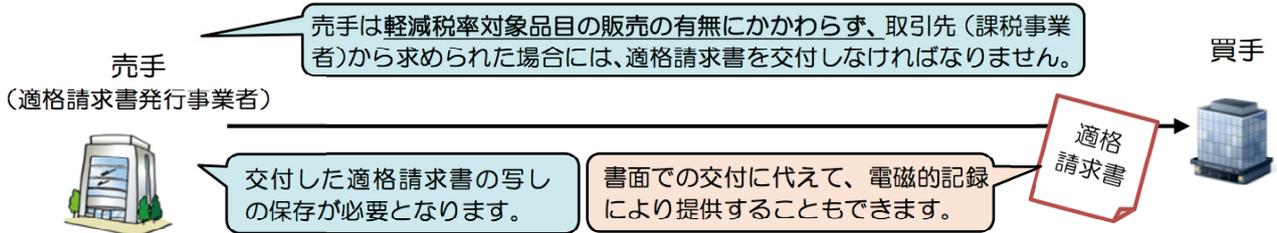


### 注意

登録取消届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われます。

### 3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者は、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。



- (注) 1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
- 2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
- (1) 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
  - (2) 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

#### 《適格請求書に係る電磁的記録による提供及び保存方法》

- 適格請求書に係る電磁的記録とは、適格請求書の記載事項を記録した電子データをいい、電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、以下の方法があります。
 



メールによる提供      電磁的記録による保存

  - ① EDI取引における電子データの提供
  - ② 電子メールによる電子データの提供
  - ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供
- 提供した電磁的記録の具体的な保存方法として、タイムスタンプを付す、又は訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定めるといった措置が必要になります。  
なお、税務署長の承認を受ける必要はありません。
- 保存の際には、システム仕様書等の備付けを行い、電磁的記録を速やかに出力できるようにし、取引年月日等を検索条件として設定できるようにするなど一定の要件を満たす必要があります。
- 提供した電磁的記録は、提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地等に保存しなければなりません。

#### もっと詳しく

#### ■ 提供した電磁的記録を紙に印刷して保存することは認められる…？

適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を紙に印刷して保存することもできます。この場合、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります。

(参考)

買手も仕入税額控除のために提供を受けた電磁的記録を保存する必要がありますが、その保存方法は、売手の保存方法と同様です。

## (1) 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は、以下のとおりです。

### 適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

### 適格簡易請求書※

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等が交付することができます。

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T12345・・・

株〇〇御中

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

※ 軽減税率対象

適用税率及び消費税額等の記載

スーパー〇〇  
東京都・・・  
登録番号 T12345・・・

××年3月1日

領収証

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内消費税額)		¥24
10%対象		¥550
(内消費税額)		¥50
お預り		¥1,000
※ 軽減税率対象		お釣 ¥126

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

### 適格請求書及び適格簡易請求書の様式

適格請求書及び適格簡易請求書の様式は、法令等で定められておりません。

適格請求書又は適格簡易請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、シート等）であれば、適格請求書又は適格簡易請求書に該当します。

### ■ 適格請求書を交付する際に記載する名称を、屋号とすることについて

現行、請求書等に記載する名称については、例えば、請求書等に電話番号を記載するなどし、請求書等を交付する事業者が特定できる場合、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。

適格請求書に記載する名称についても同様に、例えば、電話番号を記載するなどし、適格請求書を交付する事業者が特定できれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。

## 適格請求書に記載する消費税額等の端数処理



適格請求書の記載事項である消費税額等については、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。

なお、1円未満の端数の切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

(注) 一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

### 《一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う場合》

請求書		
株式会社〇〇御中 XX年11月1日		
10月分(10/1~10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税 8,416円)	
10%対象	60,000円	(消費税 5,454円)
8%対象	40,000円	(消費税 2,962円)

※印は軽減税率対象商品 △△商事株式会社  
登録番号 T1234567890123

消費税額等の端数処理は、適格請求書単位で、税率ごとに1回行います。

10%対象：

$$60,000 \text{円} \times 10/110 \div 5,454 \text{円}$$

8%対象：

$$40,000 \text{円} \times 8/108 \div 2,962 \text{円}$$

### 《個々の商品ごとに端数処理しているもの》

請求書		
株式会社〇〇御中 XX年11月1日		
10月分(10/1~10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税 8,380円)	
10%対象	60,000円	(消費税 5,439円)
8%対象	40,000円	(消費税 2,941円)

※印は軽減税率対象商品 △△商事株式会社  
登録番号 T1234567890123

商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等とすることはできません。

10%対象：

$$2,000 \text{円} \times 10/110 \div 181 \text{円}$$

$$\cdot \quad \cdot \quad \div \quad \cdot \cdot \text{円}$$

$$\cdot \quad \cdot \quad \div \quad \cdot \cdot \text{円}$$

$$\cdot \quad \cdot \quad \div \quad \cdot \cdot \text{円}$$

合計 **5,439円**

8%対象：

$$5,000 \text{円} \times 8/108 \div 370 \text{円}$$

$$8,000 \text{円} \times 8/108 \div 592 \text{円}$$

$$\cdot \quad \cdot \quad \div \quad \cdot \cdot \text{円}$$

$$\cdot \quad \cdot \quad \div \quad \cdot \cdot \text{円}$$

合計 **2,941円**

## (2) 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

公共交通機関による旅客の運送が3万円未満かどうかは、どのような単位で判定するの？



公共交通機関による旅客の運送が3万円未満かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。

したがって、商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはなりません。例えば、東京・大阪間の大人運賃が13,000円であり、4人分の運送役務の提供を行う場合には、4人分の52,000円で判定することとなります。

### ■ 適格請求書の交付義務が免除される自動販売機や自動サービス機による商品の販売等とは

適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等とは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます。

したがって、例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービスのようにより機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当することとなります。

（注）セルフレジのように単に精算のみが行われるものや、自動券売機のように券類の発行と代金の受領のみが行われるものは含まれません。

## (3) 適格返還請求書の交付義務及び記載事項

適格請求書発行事業者は、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書を交付する義務が課されています。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

【適格返還請求書の記載例】

XX年12月15日 販売奨励金支払明細書  
(株)〇〇御中 11月分 21,800円(税込)

取引日付	品名	奨励金金額
11/1	オレンジジュース ※	1,080円
11/1	ビール	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計	21,800円(消費税 1,800円)	
10%対象	11,000円	(消費税 1,000円)
8%対象	10,800円	(消費税 800円)

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)  
登録番号 T1234567890123

記載事項②

記載事項③

記載事項④

記載事項⑤  
「税率ごとに区分した消費税額等」  
又は  
「適用税率」の  
どちらかを記載  
※両方記載することも可能です。

記載事項①

《適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合》

課税資産の譲渡等と売上げに係る対価の返還等を行った場合には、取引先に対し、適格請求書と適格返還請求書を交付する義務があります。

一の事業者に対して適格請求書と適格返還請求書を交付する場合においては、適格請求書と適格返還請求書それぞれの必要な記載事項を記載して、一枚の書類で交付することも可能です。

この場合において、原則として、課税資産の譲渡等の金額と対価の返還等の金額のそれぞれを記載する必要がありますが、継続して、課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに請求書等に記載する場合には、その記載により、記載事項を満たすこともできます。

【課税資産の譲渡等の金額と対価の返還等の金額をそれぞれ記載する場合】

請求書  
(株)〇〇御中 XX年12月15日  
11月分 98,300円(税込)  
(11/1~11/30)

日付	品名	金額
11/1	オレンジジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	リンゴジュース ※	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円(消費税9,200円)	
販売奨励金		
10/12	リンゴジュース ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900円(消費税900円)	
請求金額	98,300円(消費税8,300円)	
10%対象	60,500円(消費税5,500円)	
8%対象	37,800円(消費税2,800円)	

※は軽減税率対象商品

△△商事(株)  
登録番号 T1234567890123

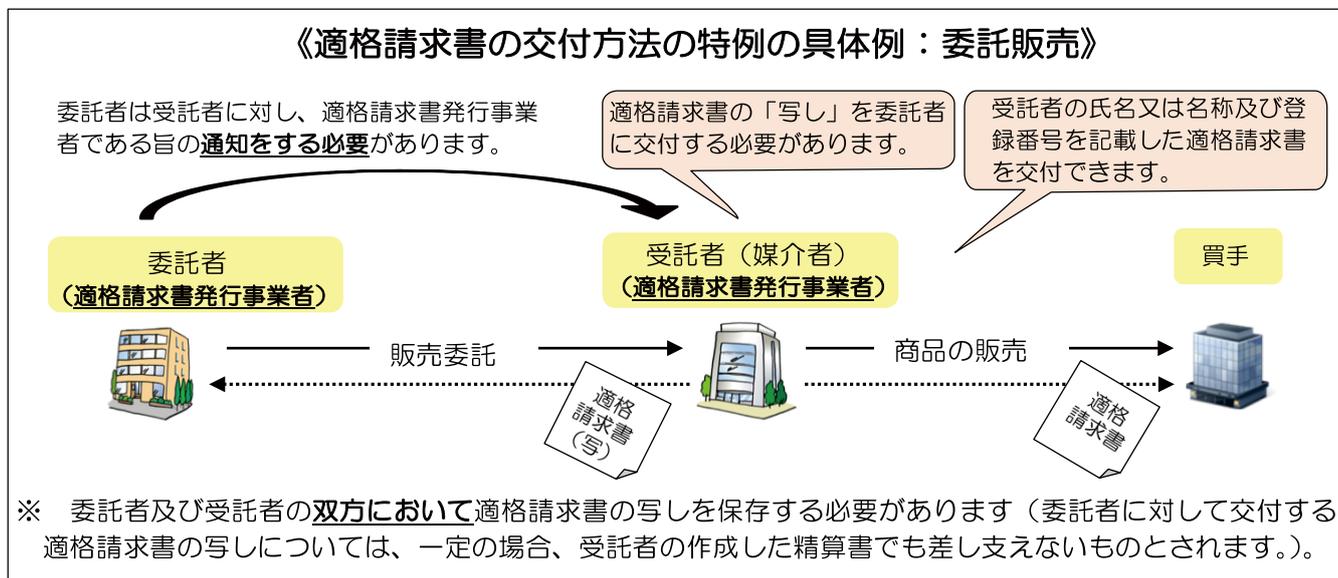
継続的に、

- ① 課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額
- ② その金額に基づき計算した消費税額等

を税率ごとに記載すれば記載事項を満たします。

#### (4) 適格請求書の交付方法の特例等

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の両方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。



#### ■ 委託者に対して交付する適格請求書の写しについて、受託者の作成した精算書でも差し支えない一定の場合とは…？

委託者に交付する適格請求書の写しについては、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等を交付することで差し支えありませんが、この場合には、交付した当該精算書等の写しを保存する必要があります。

なお、精算書等には、適格請求書の記載事項のうち、「税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率」や「消費税額等」など、委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載する必要があります。

なお、適格請求書の交付方法について、売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号が記載された適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

## 4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（P59(3)参照）を除き一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

### (1) 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、P23の区分記載請求書等保存方式の記載事項と同様です。

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式のときと変わらないだね！



## (2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等（買手側が作成する書類で適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（P56(2)②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

### ■ 仕入明細書を請求書等とするための仕入明細書の相手方への確認方法は…？

相手方の確認を受ける方法としては、例えば、次のようなものが該当します。

- ① 仕入明細書等への記載内容を通信回線等を通じて課税仕入れの相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ② 仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、相手方から確認の通知等を受けたもの
- ③ 仕入明細書等の写しを相手方に交付し、又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録を相手方に提供した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には、記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たもの

## (3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP56(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(注) 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

### 《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことはできません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

## 5 平成 35 年 10 月 1 日以降の税額計算

軽減税率制度の実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の複数となることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除するといった消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても現行と変わりありません。

具体的な課税売上げに係る消費税額と課税仕入れに係る消費税額の計算方法は、次のとおりとなります。

### (1) 課税売上げに係る消費税額

#### ① 原則（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108 分の 100 又は 110 分の 100 を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（6.24%又は 7.8%）を掛けて課税売上げに係る消費税額を算出します。

		課税標準額		税率		
① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額	=	軽減税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	×	$\frac{100}{108}$	×	$\frac{6.24}{100}$
② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額	=	標準税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	×	$\frac{100}{110}$	×	$\frac{7.8}{100}$
課税売上げに係る消費税額	=	① + ②				

#### ② 特例（積上げ計算）

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書（以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。）の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に 100 分の 78 を掛けて算出した金額を課税売上げに係る消費税額とすることができます。

なお、課税売上げに係る消費税額を「積上げ計算」により計算した場合、課税仕入れに係る消費税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

課税売上げに係る消費税額	=	適格請求書等に記載した消費税額等の合計額	×	$\frac{78}{100}$
--------------	---	----------------------	---	------------------

## 注 意

### ■ 適格簡易請求書を交付する場合の積上げ計算

適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできません。

## 課税売上げに係る消費税額の計算方法の併用

課税売上げに係る消費税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められます。

## (2) 課税仕入れに係る消費税額

### ① 原則（積上げ計算）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含みます。）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に、100分の78を掛けて課税仕入れに係る消費税額を算出します（請求書等積上げ計算）。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \text{請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額} \times \frac{78}{100}$$

また、これ以外の方法として、課税仕入れの都度<sup>(注)</sup>、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

(注) 例えば、月まとめて請求書等を交付される場合には、請求書等を交付された都度、月まとめて帳簿に仮払消費税額等として計上することも認められます。

積上げ計算する場合で、消費税額等の記載のない適格簡易請求書の交付を受けたときは、どのように計算すればいいんだろう…？



適格簡易請求書に適用税率のみの記載があり、消費税額等が記載されていない場合は、適格請求書に記載する消費税額等と同様の方法により計算した金額のうち、課税仕入れに係る部分の金額を基として課税仕入れに係る消費税額を計算することとなります。

したがって、適格簡易請求書に記載された金額が税込金額の場合は、その金額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は、108分の8）を掛けて消費税額を算出し、その金額を基礎として課税仕入れに係る消費税額の積上げ計算を行います。

② 特例（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、108分の6.24又は110分の7.8を掛けて算出した金額を課税仕入れに係る消費税額とすることができます。

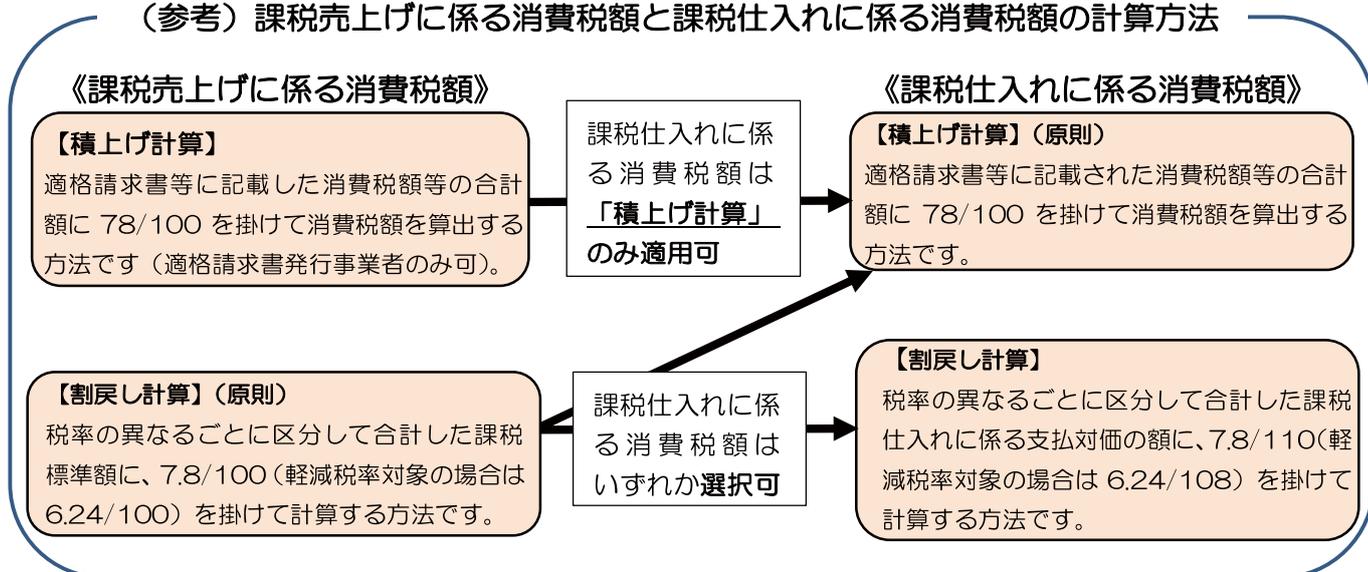
なお、割戻し計算により課税仕入れに係る消費税額を計算できるのは、課税売上げに係る消費税額を割戻し計算している場合に限られます。

① 軽減税率の対象となる 課税仕入れに係る消費税額	=	軽減税率の対象となる 課税仕入れ（税込み）	×	$\frac{6.24}{108}$
② 標準税率の対象となる 課税仕入れに係る消費税額	=	標準税率の対象となる 課税仕入れ（税込み）	×	$\frac{7.8}{110}$
課税仕入れに係る消費税額の 合計額	=	① + ②		

課税仕入れに係る消費税額の計算方法の併用

課税仕入れに係る消費税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算を併用することは認められません。

（参考）課税売上げに係る消費税額と課税仕入れに係る消費税額の計算方法



## Ⅶ 免税事業者の方に留意していただきたい事項

消費税の納税義務が免除され、申告の必要がない免税事業者であっても、軽減税率の対象品目の取扱いがある場合には、軽減税率制度の実施に伴い留意していただきたい事項があります。

また、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける際の手続についても、同じく留意していただきたい事項があります。

この章では、これらの事項をまとめています。

### (1) 区分記載請求書等保存方式への対応等

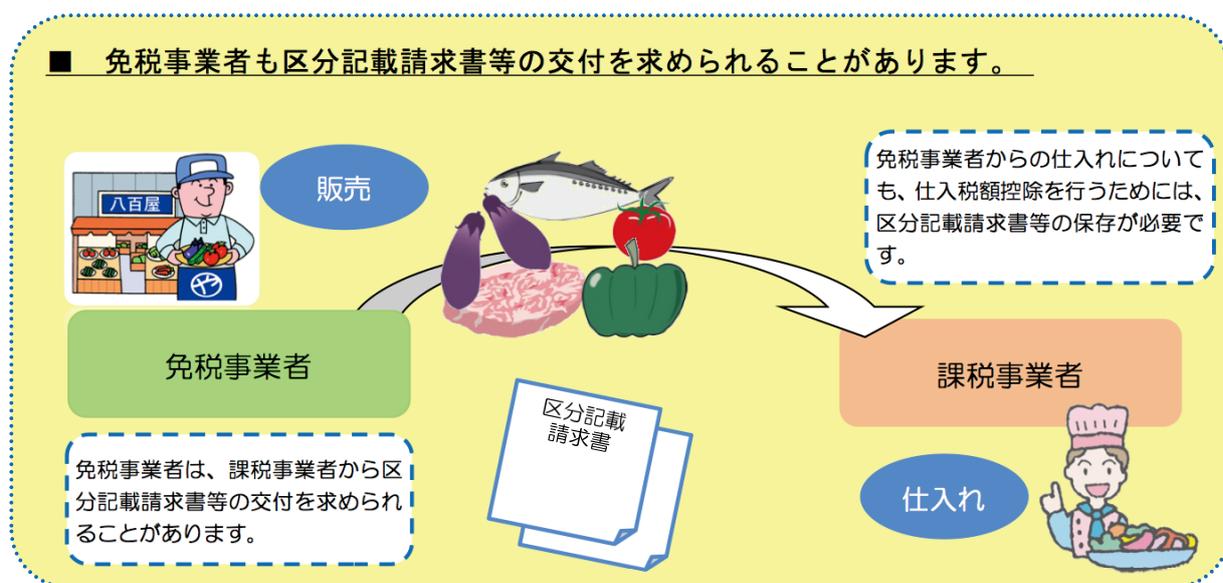
平成31年10月1日からの軽減税率制度の実施により、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、帳簿及び区分経理に対応した区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。他方、免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

この点、現行の制度下でも、免税事業者が課税事業者と取引を行う際には、必要に応じて取引先の仕入税額控除に必要な請求書等の交付が行われる場合があるように、軽減税率制度実施後についても、課税事業者に対して飲食料品等を販売する際には、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載のある区分記載請求書等の交付を求められることがあります。

#### 《現行の請求書等に追加して記載すべき事項》

- ① 軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨
  - ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ※ 免税事業者は、課税資産の譲渡等に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは、消費税の仕組上、予定されていません。

#### ■ 免税事業者も区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



(参考)

現行において、課税事業者は、取引額が3万円未満の場合等は請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められています。この取扱いについては、区分記載請求書等保存方式の下でも変更はありません。

## (2) 適格請求書発行事業者となるための登録手続

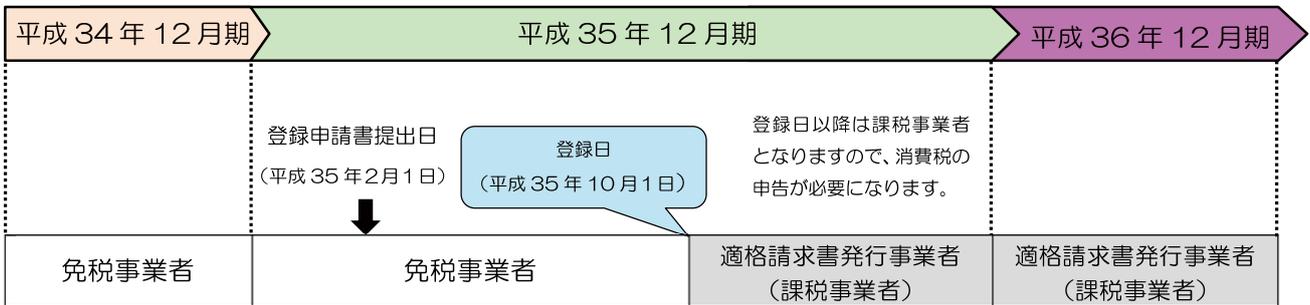
平成 35 年 10 月 1 日以降、免税事業者は、適格請求書発行事業者としての登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先は仕入税額控除を行うことができません。免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、平成 35 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

### 1 登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間の場合（経過措置の適用がある場合）

（例）12 月決算の法人で、平成 35 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者となる場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

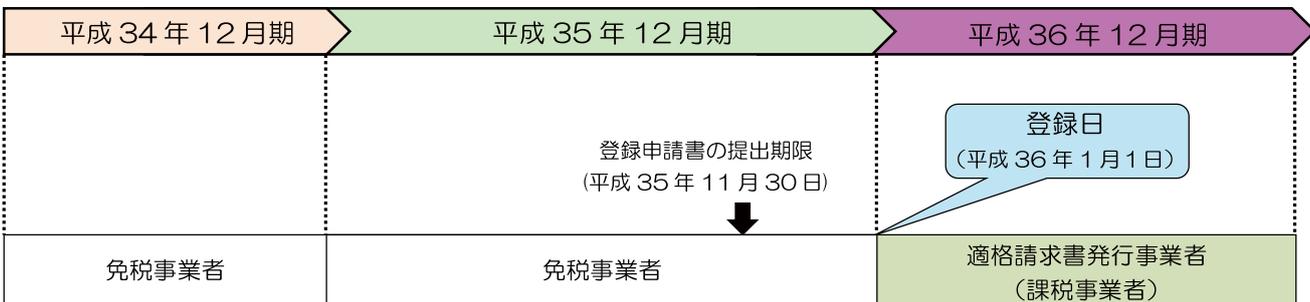
また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



### 2 登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

（例）12 月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である平成 36 年 1 月 1 日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して 1 月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



# (参考1) 帳簿及び請求書等の記載事項の比較

軽減税率制度の実施に伴い、仕入税額控除を行うためには、区分経理に対応した請求書等及び帳簿の保存が必要となります。現行の請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式のそれぞれの方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき帳簿や請求書等の記載事項については、次のとおりです。

	請求書等保存方式 (現行)	区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月～)	適格請求書等保存方式 (平成35年10月～)																																																																		
帳簿の記載事項	<table border="1"> <caption>総勘定元帳（仕入）</caption> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品</td> <td>129,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②課税仕入れを行った年月日 ③課税仕入れに係る内容 ④課税仕入れに係る支払対価の額</p>	XX年 月 日	摘要	借方	11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品	129,600				<table border="1"> <caption>総勘定元帳（仕入）</caption> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 日用品</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 ※食料品</td> <td>43,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>※軽減税率対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>現行の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載します。</p>	XX年 月 日	摘要	借方	11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000	11 30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43,200						※軽減税率対象	<table border="1"> <caption>総勘定元帳（仕入）</caption> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 日用品</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 ※食料品</td> <td>43,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>※軽減税率対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。</p>	XX年 月 日	摘要	借方	11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000	11 30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43,200						※軽減税率対象																											
	XX年 月 日	摘要	借方																																																																		
11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品	129,600																																																																			
XX年 月 日	摘要	借方																																																																			
11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000																																																																			
11 30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43,200																																																																			
		※軽減税率対象																																																																			
XX年 月 日	摘要	借方																																																																			
11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000																																																																			
11 30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43,200																																																																			
		※軽減税率対象																																																																			
請求書等の記載事項	<table border="1"> <caption>請求書</caption> <p>㈱〇〇御中 XX年11月30日</p> <p>11月分 129,600円（税込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キッチンペーパー</td> <td>2,160円</td> </tr> <tr> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>129,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>△△商事㈱</p> </table>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉	5,400円	11/1	牛肉	10,800円	11/2	キッチンペーパー	2,160円	∴	∴	∴	合計		129,600円	<table border="1"> <caption>請求書</caption> <p>㈱〇〇御中 XX年11月30日</p> <p>11月分 131,200円（税込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉 ※</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉 ※</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キッチンペーパー</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>131,200円</td> </tr> <tr> <td>10% 対象</td> <td>88,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8% 対象</td> <td>43,200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事㈱</p> </table>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉 ※	5,400円	11/1	牛肉 ※	10,800円	11/2	キッチンペーパー	2,200円	∴	∴	∴	合計		131,200円	10% 対象	88,000円		8% 対象	43,200円		<table border="1"> <caption>請求書</caption> <p>㈱〇〇御中 XX年11月30日</p> <p>11月分 131,200円（税込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉 ※</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉 ※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キッチンペーパー</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>120,000円 消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td>10% 対象</td> <td>80,000円 消費税 8,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8% 対象</td> <td>40,000円 消費税 3,200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事㈱ 登録番号 T1234567890123</p> </table>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉 ※	5,000円	11/1	牛肉 ※	10,000円	11/2	キッチンペーパー	2,000円	∴	∴	∴	合計		120,000円 消費税 11,200円	10% 対象	80,000円 消費税 8,000円		8% 対象	40,000円 消費税 3,200円	
	日付	品名	金額																																																																		
11/1	小麦粉	5,400円																																																																			
11/1	牛肉	10,800円																																																																			
11/2	キッチンペーパー	2,160円																																																																			
∴	∴	∴																																																																			
合計		129,600円																																																																			
日付	品名	金額																																																																			
11/1	小麦粉 ※	5,400円																																																																			
11/1	牛肉 ※	10,800円																																																																			
11/2	キッチンペーパー	2,200円																																																																			
∴	∴	∴																																																																			
合計		131,200円																																																																			
10% 対象	88,000円																																																																				
8% 対象	43,200円																																																																				
日付	品名	金額																																																																			
11/1	小麦粉 ※	5,000円																																																																			
11/1	牛肉 ※	10,000円																																																																			
11/2	キッチンペーパー	2,000円																																																																			
∴	∴	∴																																																																			
合計		120,000円 消費税 11,200円																																																																			
10% 対象	80,000円 消費税 8,000円																																																																				
8% 対象	40,000円 消費税 3,200円																																																																				
	<p>①書類の作成者の氏名又は名称 ②資産の譲渡等の年月日 ③課税資産の譲渡等に係る内容 ④課税資産の譲渡等の対価の額（税込み） ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	<p>現行の請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。 ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②の追加記載事項は受領者の追記可</p>	<p>区分記載請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。 ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 税率ごとに合計した対価の額は税抜き又は税込みで記載します。</p>																																																																		

## (参考2) 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

詳しくは、軽減税率対策補助金事務局のホームページをご覧ください。

また、軽減税率対策補助金のご相談については、

**専用ダイヤル 0570-081-222**

**【受付時間9：00～17：00（土日祝除く）】**

をご利用ください。

軽減税率対策補助金事務局トップページ (<http://kzt-hojo.jp/>)

軽減税率対策補助金事務局 申請窓口  
お問い合わせ **0570-081-222**  
9:00~17:00(土・日・祝除く)

軽減税率対策補助金とは 複数税率対応レジの導入等支援 受発注システムの改修等支援 よくあるご質問

### 軽減税率対策補助金

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる  
中小企業・小規模事業者等の方々が、  
複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、  
その経費の一部を補助する制度です。

間違いのない申請のために

協力店・事業者を  
検索機能・一覧から  
さがす  
代理申請協力店検索・指定事業者登録検索・  
指定リース事業者一覧・登録中古販売事業者一覧

対象製品型番から  
さがす

複数税率に対応するためのPOSのレジシステムや商品の受発注システムの改修費用は、修繕費（必要経費又は損金算入）に該当するのかな…？



プログラムの修正が、ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合には、その修正に要する費用は資本的支出として取り扱われることとなりますが、複数税率に対応するためのPOSのレジシステムや商品の受発注システムの改修費用は、一般的には軽減税率制度の実施に対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないものであれば、修繕費に該当します。

(注) プログラムの修正の中に、新たな機能の追加、機能の向上等に該当する部分が含まれている場合、この部分に関しては、資本的支出として取り扱うこととなります。

- 軽減税率対策補助金には、次の2つの申請タイプがあります。
  - ・ 複数税率対応レジの導入等支援を行う A 型
  - ・ 受発注システムの改修等支援を行う B 型

### A型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント

レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。

補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3／4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2／3 ③ タブレット等の汎用機器：1／2
補助額上限	レジ1台当たり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台当たり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者当たり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請期限	平成31年12月16日までに交付申請書を提出 ※ 平成31年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象になります。

### B型（電子的受発注システムの改修等支援）のポイント

電子的な受発注システム（EDI／EOS等）を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替えを支援します。

補助率	2／3
補助額上限	① 小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 ② 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 ③ 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替え、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替え ※ 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1／2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請期限	① システム改修等の場合：平成31年6月28日までに交付申請書を提出。 交付決定を受けた後、平成31年9月30日までに受発注システムの改修・入替えと支払を完了。平成31年12月16日までに事業完了報告書を提出。 ② パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：平成31年12月16日までに交付申請書を提出（平成31年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。）

## (参考3) 軽減税率制度実施後の価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

軽減税率制度実施後は、例えばイトインスペースがある小売店等の事業者などは、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。

このような場合の価格表示の方法については、消費者庁等から公表されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」に示されており、例えば、以下の方法があります。

### 【イトインスペースがある小売店の価格表示の例】

異なる税込価格を設定する場合		税込価格を統一する場合
<p>① 持ち帰りと店内飲食の両方の税込価格を表示</p> <div data-bbox="183 940 383 1176"> <p>総菜パン</p> <p>持ち帰り 162円 〔店内飲食〕 165円</p> </div> 	<p>② 店内掲示等を行うことを前提にどちらか一方のみの税込価格を表示</p> <div data-bbox="590 929 813 1030"> <p>総菜パン 162円</p> </div> <p>(店内掲示等)</p> <div data-bbox="590 1041 766 1209">  </div> <p>店内飲食される場合、税率が異なりますので、別価格となります。</p>	<p>③ 持ち帰りと店内飲食を同一の税込価格で表示</p> <div data-bbox="1165 940 1420 1041"> <p>あんパン 170円</p> </div> 

### 参考

総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されない措置」（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合において、税抜価格を表示する方法については、「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」において以下の方法などが示されています。

※ 消費者の利便性に配慮する観点から、平成33年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めることとされています。

### 【イトインスペースのある小売店等の税抜価格による表示】

(店内掲示等)

総菜パン 150円

当店の価格は全て税抜表示となっております。  
なお、持ち帰りと店内飲食では、税率が異なりますので消費税率が異なります。

軽減税率制度の実施に伴う価格表示の方法に関するご相談は、以下で受け付けています。

消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

## (参考4) 軽減税率制度の相談窓口等

- 軽減税率制度に関してさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

また、各税務署において、軽減税率制度に関する説明会を実施しています。説明会の開催日程についても特設サイトに掲載しています。

特設サイト「消費税の軽減税率制度について」では、

- 軽減税率制度に関する各種パンフレット
  - 軽減税率制度に関するQ&A
  - 軽減税率制度に関する取扱通達
- などを掲載しています。

特設サイトには、こちらのQRコードからアクセスすることができます。



《特設サイト (URL <http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>)》

- 軽減税率制度に関するご相談は以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

**専用ダイヤル** 0570-030-456

**【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)**



上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、**ガイドスに沿って「3」を押す**（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方（**ガイドスに沿って「2」を押してください。**）は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

### 消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せのほか、軽減税率制度の概要に関する問合せを受け付けています。

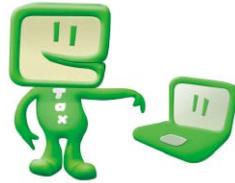
ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

**専用ダイヤル** 0570-200-123

**【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)**

**メール** ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

**URL** [http:// www.tenkasoudan.go.jp](http://www.tenkasoudan.go.jp)



さらに便利で使いやすい。

# e-Tax

国税電子申告・納税システム

## e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

1. 自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。
  - 消費税、所得税、法人税、贈与税、印紙税及び酒税などの申告ができます（中間申告、予定申告を含みます。）。
  - 各種申請・届出のほか、納税証明書の交付請求や法定調書の提出などができます。
    - ※ 申請・届出等には、消費税の各種届出のほか、設立（開業）の届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設等届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請などがあります。
2. ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。
  - 税務署や金融機関に向くことなく納税ができ、特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付や源泉所得税の毎月納付など）。

## e-Taxをご利用いただく前に

step1

電子証明書等を取っていただき（納付のみご利用の場合、step1は不要です。）。

### 1. 電子証明書の取得

申告等データを送信する際には、電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

- ※ 税理士が税務書類（データ）を作成し、納税者に代わって送信する場合、納税者本人の電子証明書を取得する必要はありません。
- ※ e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページでご確認ください。
- ※ 電子証明書の取得には手数料が必要です。ただし、「公的個人認証サービス」に係る電子証明書は、「マイナンバーカード（個人番号カード）」に組み込まれており、「マイナンバーカード」の交付申請に係る手数料は、当面は無料です（再発行の際は、原則として手数料が必要です）。具体的な取得方法等については、各電子証明書の発行機関へおたずねください。

### 2. ICカードリーダライタの用意

利用する電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、別途ICカードリーダライタが必要になりますので、事前に用意してください（利用する電子証明書の仕様合ったものを確認の上、家電販売店等でお買い求めください。）。

step2

e-Taxの開始届出書を提出して利用者識別番号を取得してください。

- e-Taxの利用に際しては、事前にe-Taxの開始届出書を納税地を所轄する税務署に提出して、利用者識別番号を取得してください。
- e-Taxの開始届出書の提出は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号がオンラインで発行（通知）されます。

step3

電子証明書等の登録を行ってください。

### 1. e-Taxソフト等のインストール

国税庁が提供するe-Taxソフト等を使用して、初期登録（電子証明書の登録等）を行ってください（e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。）。

### 2. 初期登録作業

e-Taxソフト等を起動し、利用者ファイルの作成、電子証明書等の登録を行ってください。

## e-Taxの普及・定着に向けた利便性向上施策

1. イメージデータ（PDF形式）で送信された添付書類の紙原本の保存不要化
  - 送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要としました。
  - ※そのほか、土地収用証明書等の添付を不要としました。
2. 認証手続の簡便化
  - 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止し、代表者のみの記名押印制度に変更されました。また、法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能となりました。
3. 利用可能時間の拡大
  - 平成31年1月以降、メンテナンス期間を除き、e-Taxの利用可能時間を平日（月曜日～金曜日）は通年で24時間、毎月の最終土日は8:30～24:00に拡大します。

## 平成32年（2020年）4月から大法人の電子申告が義務化されます

平成32年（2020年）4月以後開始する事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人等について、法人税及び地方法人税並びに消費税等の申告書の提出方法が電子申告に義務化されます。

詳しい情報はe-Taxホームページへ  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

※ e-Taxの最新情報やご利用に当たった時の手続等について説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。